

# 令和5年度第1回長崎県公共事業評価監視委員会

日 時：令和5年7月28日（金）  
10時34分～16時36分  
場 所：長崎タクシー会館4階大会議室

— 午前10時34分 開会 —

## 1. 開 会

○事務局（中村） 定刻を過ぎておりますけれども、ただいまから令和5年度第1回長崎県公共事業評価監視委員会を開催いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます土木部建設企画課長の中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。これより後は着座のまま進めさせていただきます。

まず、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

前松浦市長の友広委員です。

長崎大学大学院工学研究科教授の大嶺委員です。

弁護士の梅本委員です。

株式会社長崎経済研究所の狩野委員です。

長崎国際大学薬学部助教の中村委員です。

公募により選任されました村上委員です。

なお、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授の五島委員におかれましては、事前にご欠席との連絡を受けております。

本日の委員会の出席者数でございますが、全7名のうち6名と過半数の委員の方に出席をいただいておりますので、長崎県政策評価条例第11条第2項の規定により、本委員会が成立していることを報告いたします。

### 1-1 開会挨拶

○事務局（中村） 次に、長崎県土木部技監の川添よりご挨拶申し上げます。

○川添土木部技監 皆様、おはようございます。長崎県土木部技監の川添でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、お暑い中、ご出席をいただいたことに厚くお礼申し上げますとともに、日頃より県政の推進、とりわけ土木行政の推進に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに重ねてお礼申し上げます。

特に、今回改選となり新たな委員となられました狩野 靖委員、また、村上智恵子委員におかれましては、委員就任にご快諾いただき、感謝申し上げます。再任の委員の皆様方も引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

言うまでもなく、公共事業は、災害に強い強靱な県土づくりを推進し、県民の安全・安心を確保するだけでなく、地域振興や経済活動を図る上で、それらの下支えとなる道路あるいは港湾等のインフラは欠くことができない重要なものでございます。

こうした公共事業の整備は、予算や現場条件等により、やむを得ず長期間に及ぶものもありますが、一定期間が経過した段階で事業をめぐる社会経済情勢の変化や費用対効果、事業の必要性などの観点から評価し、継続すべきかどうかを判断することは、非常に重要な手続であると考えております。

本委員会は、本県土木行政に知見のある皆様に公共事業の客観的かつ厳格な評価を行っていただくものであり、公共事業の実施における効率性や透明性を確保する上で非常に大きな役割を担っております。

本日、諮問させていただきます案件は、再評価に関するものが 44 件、事後評価に関するものが 2 件でございます。

詳細につきましては、後ほど事務局からご説明申し上げますが、委員の皆様からいただいた貴重なご意見につきましては、対象事業に適切に反映し、今後の事業展開に役立てていきたいと考えておりますので、ご審議のほど、どうぞよろしく申し上げます。

結びに、委員皆様のご健康とご活躍を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

**○事務局（中村）** ありがとうございます。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。技監の川添につきましては、用務の都合上ここで退席させていただきます。申し訳ございません。

続きまして、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。

ホッチキスどめの議事次第、本日ご欠席の五島委員からの質問要旨が 1 枚、ファイルの資料 1 冊となっております。不足等ございませんでしょうか。

本委員会は、長崎県政策評価条例第 10 条の規定により、委員長及び副委員長を委員の互選により選任していただくことになっております。

なお、任期につきましては、同条例第 9 条の規定により、来年度末までとなります。

まず、委員長の選任を行いたいと思います。どなたか立候補または推薦される方はございませんか。

**○梅本委員** 友広委員は、前松浦市長でいらっしゃいまして、長年にわたり行政の長として市政運営を担ってこられました。そして、前期も会を取りまとめていただきましたので、今期も友広委員を委員長として進行していただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○事務局（中村）** ありがとうございます。ただいま、梅本委員から友広委員を委員長に推薦するのご発言がございました。委員の皆様、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○事務局（中村）** ありがとうございます。それでは、委員長は友広委員をお願いいたします。委員長席のほうをお願いいたします。

それでは、委員長より一言ご挨拶をお願いいたします。

**○友広委員長** おはようございます。前期に引き続きまして委員長の大役を仰せつかりました友広でございます。審議に入ります前に一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

先ほど、梅本委員からご発言がございましたとおり、私は、松浦市長を平成 30 年度ま

での3期12年間、務めさせていただきまして、特に県の関係者の皆様には大変お世話になったところでございます。

私は、松浦市長を経験したということから、産業の振興、あるいは都市基盤の整備、防災・減災対策など、地域の活性化と市民が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいったところでございます。

このような経験を生かしまして、先ほど川添技監からもお話がございましたとおり、県民の生命、財産、あるいは暮らしをどのように守っていくのか、限られた予算をいかに効率的に執行していくのかを考えながら、県民の目線、立場に立ってしっかりと議論ができればと思っているところでございます。

専門的な知識を有する委員の皆様方のご協力をいただきながら、円滑な形でこの委員会がその責務を果たすことができるように進行役を務めてまいりたいと、このように考えておりますので、どうぞ委員の皆様方のご協力、そして、本日からのこの審査についてご説明等いただく関係皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げてご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（中村） ありがとうございます。

それでは、委員長から副委員長の選任についてお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○友広委員長 副委員長の選任についてでございますが、私からよろしゅうございますか。――では、長崎大学大学院工学研究科教授であり、特に土木技術に高い知見をお持ちでございます大嶺委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 ありがとうございます。では、副委員長は大嶺委員にお願いいたします。どうぞよろしくお願いたします。

○大嶺副委員長 よろしくお願いたします。

○事務局（中村） ありがとうございます。大嶺副委員長、よろしくお願いたします。

ここから友広委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

## 1-2 審議方法の説明

○友広委員長 それでは、早速、議事に入りたいと思います。

本日の第1回委員会では、再評価及び事後評価の対象となる事業の対応方針等についてご審議をお願いいたしますけれども、審議に先立ちまして審議方法について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（入江） 事務局から審議方法についてご説明いたします。

今回、ご審議いただく事業につきましては、再評価が44事業、事後評価が2事業となっております。委員会において効率的かつ効果的な審議を行っていただくために、再評価事業のうち一括して説明・審議を行う一括審議と、個別に詳細な説明・審議を行う個別審議に分けることとしております。選定ルールは後ほど説明します。

「一括・個別審議（原案）」を事務局が取りまとめまして、「再評価対象事業一括・個別（原案）一覧表」を作成し、委員会前に行う事前説明において各委員へ提示をします。その際に各委員から1～2件を目安に個別審議のご意見をいただきます。いただいた各委員のご意見を基に事務局において個別審議案件を選定し、委員に選定結果を提示します。原案が一括審議の事業であっても、委員から異議があった場合などは個別審議に追加します。

各事業実施主体における原案の選定ルールは、次のとおりです。

対応方針の原案が中止、休止、見直し継続の事業、また、費用対効果が1.1未満の事業、事業進捗率が計画の進捗率を20%以上下回る事業、年度平均予算が5億円以上の大規模な事業、社会経済情勢等に大きな変化があった事業、事業採択後5年間未着手の事業につきましては、原案を個別審議とすることとしています。このようにして個別審議対象事業を選定しまして、個別審議以外の事業につきましては、一括審議としています。

その結果、今年度の個別審議が11件、一括審議が33件の計44件が再評価の対象となっております。

最後に、審議の進め方についてご説明します。

再評価事業の審議は、一括審議を行った後に個別審議を行い、その後、事後評価事業の審議を行っていただきます。一括審議は、事務局が一覧表により説明した後、事業の分野別に、「漁港漁場課と農村整備課と港湾課の事業」、「都市政策課と道路建設課と道路維持課の事業」、「河川課と砂防課の事業」の大きく3つの分野に分けておりますので、それぞれに分野別に審議をお願いいたします。個別審議は、原則1事業ごとに説明と審議をお願いします。事後評価につきましても、1事業ごとに説明・審議をお願いします。

以上で審議方法についての説明を終わります。

○友広委員長 ありがとうございます。今、事務局から審議方法についてご説明をいただいたところでございますけれども、この審議方法について委員の皆様方からご意見、ご質問をいただければと思います。——特にご意見がないようですので、事務局の審議方法の説明どおり進めることとしてよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 ありがとうございます。

## 2. 委員会審議

○友広委員長 それでは、早速、審議に入りたいと思います。

先ほど、事務局から説明がありましたけれども、事前に一括審議と個別審議に分けておりますが、まず、一括審議の対象事業の審議から行き、次に個別審議の対象事業について審議を行うことといたします。

なお、現地調査等の詳細審議が必要と判断される事業がございましたら、委員の皆様方は、その都度ご発言いただければと思っております。

なお、事業者の方々をお願いいたします。説明の前に所属とお名前を申されてから正確かつ簡明な説明、回答を行っていただきたいと思います。そして、結果として委員会審議

の進行にご協力いただければと思っております。

また、委員の皆様には、議事録の整理の都合上、お名前を申されてからのご発言をお願いいたします。

## 2-1 再評価対象事業の説明及び審議

○友広委員長 それでは、「議題2-1 再評価対象事業の説明及び審議」に入ります。

まず、一括審議について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（入江） 事務局から再評価の一括審議についてご説明します。

本委員会に先立ちまして各委員へ事前説明を行っております、この中で今回審議される全ての再評価事業について、事業内容と対応方針の原案について説明を行っております。

このため、本委員会におきましては、簡潔に説明を行います。

「別記6 令和5年度再評価対象事業一覧表」をご参照ください。横長の、画面に映しているものと同じ資料になります。

この一覧表の中で黄色の着色の事業が個別審議対象事業、白抜き of 事業が一括審議対象事業となっており、個別審議が11事業、一括審議が33事業ございます。

事業名、再評価の理由、事業の進捗状況、社会情勢の変化、コスト削減の検討、対応方針（原案）については、一覧表のとおりとなっております。

先ほどご説明しましたとおり、事業内容等につきましては各委員にご説明を行っておりますので、以上で一括審議の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○友広委員長 ありがとうございます。今、事務局から説明がありました。事前にそれぞれの委員さんにご説明がなされているということでございますので、これから一括審議を行っていききたいと思います。

33件という多くの事業でございますので、まず、漁港漁場課と農村整備課と港湾課の事業8件について審議をしていただき、その後、それぞれ審議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

「漁港-2 水産生産基盤整備事業（楠泊漁港）」については、本日ご欠席の五島委員から事前質問を頂いておりますので、まず、五島委員の事前質問について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（入江） 五島委員の事前質問について読み上げさせていただきます。

漁港-2、水産生産基盤整備事業（楠泊漁港）の事業につきまして、令和3年度で完成予定であるのに、再評価が今のタイミングになっているのはなぜか。地盤改良追加が延伸理由であります、調査設計は平成30年度までということで、詳細設計を終えた段階で判明していたはずであり、令和5年度になってからの事業費増で再評価することの整合性が取れないとの趣旨でご質問をいただいているものです。

○友広委員長 では、担当課から、これについてのご回答をお願いしたいと思います。

○県北振興局（富永） 平成30年度までの地質調査で軟弱地盤があることは確認されましたが、その後、令和2年度から3年度の地盤工事におきまして一部の区間で軟弱地盤の中に転石があり、設計・工法の見直しが必要となりました。しかし、実際には地盤改良工

事を行わなければ転石の影響範囲は分からないことから、正確な全体事業費が把握できない状況でした。そのため再評価の時期が今のタイミングとなりました。

○友広委員長 ありがとうございます。今、五島委員の事前質問について担当課からご回答いただいたところでございますが、このことも含めて委員の皆様方からこの5件について、何かご質問、ご意見があればお伺いしたいと思います。

○狩野委員 簡単な質問で、こんな質問をしていいのかよく分からないんですけども、地盤改良工事が必要となったとなっておりますけれども、地盤改良の工事といたしますか、実際にどんなことを、どういう形でやるのかというのを教えていただけますか。

○県北振興局（富永） 地盤の中には軟化地盤があるんですけども、改良となりますので、作業船によりまして地盤改良をすることになります。地盤改良工法としましては、深層混合処理工法、CDM工法となりますが、まず、土の中にセメントで杭を造るような工事のイメージになります。プロペラがついた棒といたしますか、それで地中深くまでおろして行ってセメントミルクを流し出しながら、攪拌しながら杭を造っていくような状況になります。

今回、地中におろしていく最中に転石がありまして、その地盤改良の杭自体が軟弱地盤全体的にできない状況になりまして、このようになりました。

○狩野委員 分かりました。ありがとうございます。

○友広委員長 委員の皆様をお願いいたしますけれども、ご遠慮なくご意見、ご質問を出していただきたいと思っております。ご意見、ご質問を頂くことによって、その事業の理解といいますか、必要性等が十分理解できるんじゃないかと思っておりますので、どうぞご遠慮なくお願いしたいと思います。

○大嶺副委員長 この案件だけでもないと思うんですけど、軟弱地盤で調査したら地盤改良が必要ということがよく出てくるんですけど、土木の事業だと地盤情報データベースとこうことで登録されて、どういう場所に軟弱地盤があるというデータがどんどん蓄積されているような、そういうのがあるんですけど、農業系のため池とか農業の分野でも、そういう地盤情報の登録とか、今後、そういうデータ、ボーリングするだけでお金がかかりますので、そういうのが生かされるようなシステムがあるのか、確認したいと思います。

○農村整備課（藤林） ため池の場合に特化して話をしますが、ため池の場合は、ため池ごとに調査ボーリングという調査を行いまして、その結果については登録しております。ただ、ため池というのは、当然、場所場所で土質も違いますので、設計する際は調査ボーリングをそれぞれのため池においてやっているという状況であります。よろしいでしょうか。

○大嶺副委員長 それは個別に、例えば後からそういう情報を見ようと思ったら、データベースとかにはなっていますか。

○農村整備課（藤林） 登録はしておりますのでデータベースにはなっておるんですけども、ため池の場所が点在しているものですから、詳細データが必要になりますので、そのデータ自体を直接設計に生かすというのは、なかなか難しいのかなという状況であると思っております。

○大嶺副委員長 今後、システムがあれば、活用できればいいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○農村整備課（藤林） ご意見ありがとうございます。

○友広委員長 ほかにありませんか。——一括審議をそれぞれ分けて審査をしていただいた後に、また全体的なご意見もいただくことといたしまして、次の分野の一括審議に入りたいと思います。

都市政策課、道路建設課、道路維持課、この関係課の 14 件について一括審議を行いたいと思います。

委員の皆様から、ご意見、ご質問をお願いします。

○梅本委員 番号 11 の件で教えてください。道維-2、虹が丘町西町 1 号線道路改築事業です。

スライドの 3 つ目を出してもらえますか。もう一つ下です。事業の効果・必要性で、幹線道路の慢性的な交通渋滞の緩和を図る必要があるということで書かれておりますが、この事業の完成によって交通量にどの程度の変化があることを見込んでいるのでしょうか。

○長崎市（平野） 今、委員からのご質問ですけれども、まず、この幹線道路というのが国道 206 号の交通渋滞が慢性化しているということで、今回、私どもが虹が丘町西町 1 号線を整備することで、虹が丘町西町 1 号線のほうに約 2,500 台の通行がそこから流れ込むというふうに捉えております。

以上でございます。

○梅本委員 ありがとうございます。今のこの図面で赤色の点線の部分が事業対象だと思いますけれども、この赤色の点線で図面上、右から左に車両が進んで黄色の道路に接する地点まで行った場合、車両は右側、左側、どちらに多く流れることを予定しているのでしょうか。

○長崎市（平野） 質問にお答えします。

ここが市道の西町油木町 1 号線という道路でございますけれども、これを右側に行った場合は北高校のほうに行きます。下のほうに下りて行きますと白鳥のほうに下りていく道路になります、西町のほうですね。計画的には下のほうに流れる車両が多いと考えております。

○梅本委員 ありがとうございます。それで、下のほうの道路ですけれども、坂道ですと下がって行くと、最後、コンビニがあって三叉路の踏切の前のところまで行き着くんじゃないかと思いますが、個人的には、ここは片側 1 車線で非常に狭くて通りにくい道路のように感じているんですけれども、下の坂道を下りたところの三叉路も割と渋滞しやすいようなイメージを持っているんですけれども、もしこの事業が完成したとしても、黄色の下のラインに通る道路で逆に渋滞などが生じて、あまり車両の流通の促進につながらないことが危惧されないかという、ちょっと素人的な質問ですが、この点何かご意見はありますか。

○長崎市（平野） ご質問にお答えします。

今言われましたように、下に下ってきた場合、現状は三叉路になっています。それから

また狭い道路を通過して下まで行きますと踏切、コンビニ、ファミリーマートがありますけど、あそこのところに接続することになります、そこのところは上から道路を整備しますと、今言われましたような下から渋滞するよと、円滑な交通ができないんじゃないかということもございまして、先ほど言いました、下のほうに下った後、清水町白鳥町1号線を私どもの事業で並行してやっております、そこにある程度広い2車線の道路を建設することとしております。

○梅本委員 また別の道路を造る予定ということですか。

○長崎市（平野） そうです。

○梅本委員 どこに造られる予定でしょうか。

○長崎市（平野） 西町の踏切のところまで真っ直ぐ下りてくるような道路を今計画しております。

○梅本委員 了解しました。黄色のラインを考えないと車がスムーズに上がれないんじゃないかという心配から聞いてみました。

それで、この件でまた別の質問ですけれども、用地進捗率は95%と書かれてますが、残りの5%が難航しているような状況なんでしょうか。

○長崎市（平野） ご質問にお答えします。

今言われましたように、残りの5%ですけれども、どうしても境界の確定ができないところがありまして、そうしますと、その横も確定できていかないというところで、なかなか用地の確保ができていない、難航しているところでございます。

○梅本委員 現時点で5%の用地取得のめどは立っているのでしょうか。

○長崎市（平野） 日々交渉をやっております、丁寧な説明をしながら取得に向けて取り組んでおります。

○梅本委員 以上で結構です。

○友広委員長 ありがとうございます。ほかにもお願いしたいと思います。

○梅本委員 12番ですが、道維-4、一般市道山中・紐差線の道路改築事業ですね。8で「可能な限りコスト削減を図ってきている」というふうに書かれていて、例えばどんなコスト削減をされているのかなということだけの質問です。

○友広委員長 お願いいたします。

○平戸市（瀧下） コスト削減ですけれども、地図でいうと、8の上側が国立公園区域に入っております、国立公園区域の工事をすると事業費的には法面が在来の分での施工ということで、いろいろ条件がつかましてコスト的にちょっと高くなりますので、道路の下側を盛土することによって、その分でコスト削減を図っているような状況でございます。

○梅本委員 結構です。

13、道維-5ですが、これは事業進捗率とか用地進捗率の記載が見当たらなかったんですが、どんな状況でしょうか。

○対馬市（松清） 進捗率につきましては、用地が76%、工事が11.7%です。

○梅本委員 この資料で工期についての変動はないようだけれども、事業は予定どおり進んでいるということでしょうか。



○対馬市（松清） はい。今のところ、予定どおり進んでおります。

○梅本委員 資料の5で社会経済情勢等の変化というのがありまして、30年は41万人の海外からの観光客が来られていたけれども、3年はゼロ人ということで観光客の減少が記載されていますけれども、このことは何か費用・便益の計算において便益の減少とか何か計算上関係しているのでしょうか。

○対馬市（松清） 令和2年3月からコロナの影響で国際航路が休止するようになりましたけれども、令和5年2月から再開し、5月には規制緩和が行われ、以前のように戻る見通しです。

以上です。

○梅本委員 よく分からなかったのが、工事も順調に進んでいる中で、結論的にはB/Cが1.17から1.52に増加しているんですが、観光客は逆に社会経済情勢等の変化として減少しているということで、このB/Cの計算がどうなっているのかなということでの質問だったんですが、どんなふうな計算でこのB/Cが出るのか分からなかったものですから。

○対馬市（松清） 便益としては一時的なものでありますので、前回の便益を使わせてもらいました。それと今年度の改定により便益が上がっております。

○友広委員長 できましたら数字的にご答弁いただければと思います。例えば海外からの観光客がコロナの関係でゼロ人ということですがけれども、これが今後の見通しとして、例えば30年の40万人等の回復が見込めるのか、それ以上なのか、そこら辺について数字的にご説明いただければと思います。

○事務局（山川） 横長の資料の5/9ページ、寄港がなくなったということでゼロになっていますが、その社会情勢の変化のところに記載がありまして、新型コロナウイルスの影響を受け国際航路が運休止、観光客による交通量が減少していたが、この2月末から運航再開により交通量の増加が予想されるということで、社会情勢としては減ってる状況でありますけど、そのことと、他の部分もそうですが、マニュアルの改定に伴って費用・便益に算入できるものが増えたということで、今回、1.52に増えている状況になっております。その算定方法自体、マニュアル自体が変わったことが要因として増えている状況です。

○梅本委員 観光客の増減は便益に影響するんですか。

○事務局（山川） 直接的な影響はないんですが、先ほど言った交通量の増減というところに影響を与えているもので、社会情勢に書かれていることがB/Cに対して直接影響が出るものではないと思います。ただ、それで来られた方たちが移動する、また交通量が増えるというか、交通量が元に戻っていくという可能性で間接的な影響はあるのではないかと考えております。

○梅本委員 そうすると、B/Cが5年前よりちょっと増えていますけれども、マニュアルの改定と、あと観光客自体も今後の増加を予定しているということを見込んでの計算ということになるんですね。観光客が増えれば、それだけ交通量も増えるということで。

○事務局（山川） 今回のB/Cの結果としては、交通量自体が計算上出てきたものですが、今後また計測していく中で増えていく可能性はあるかなと思うんですが、直接的なものとして、今、観光客がそのまま結びつくかというところははっきりとつながっている

ものはないかなと思います。

○梅本委員 この点は結構です。

14の道維-6です。これで用地進捗率が75%となっておりますが、残りの25%の用地取得のめどは立っているのでしょうか。

○東彼杵町（吉野） 今年度、関係する地権者が1件ございますけれども、今年度、用地交渉で臨場で4回、電話等で複数回、交渉を行っておりますけれども、今まで地権者1名との交渉だったんですけれども、用地交渉が8年程度長くかかっておりますので、高齢の地権者でありますので、さらに年齢を重ねられて少し、それと町のほうでも線形の変更であるとか、その手前に橋梁を予定しているんですけれども、その橋梁形式の変更であるとか検討を重ねて、また、地権者が高齢になられて、ご家族がおられるんですけれども、そのご家族も踏まえて一緒に今後は検討をしていきたいということで、交渉の内容的には少しいい方向に転換しているのかなというところで継続ということをお願いしたいと思っております。

○梅本委員 個人情報上差し支えない範囲で、どんな点が交渉上問題になっているのでしょうか。

○東彼杵町（吉野） 道路の改良事業ですけれども、その改良する道路を渡河する2級河川がございまして、その河川の近傍にお住まいになられている地権者ですけれども、当初、河川の橋梁の左岸側の道路を盛土して設計をしておったんですけれども、ここが多少、河川の断面がとれていないところというか、10年確率の降雨量で少し断面が不足するというような状況でありますので、盛土の道路であれば、そこにダムを造るような形になるんじゃないかということで地権者が心配されておりました。過去にも、30~50年ほど前に河川の氾濫によって床上浸水等の被害を受けられた地権者ですので、河川に対するご心配というのを懸念されておりました。こちらとしまして、盛土の道路形状を少し水を逃がすような形の線形にできないかということで検討しておったところでございます。

○梅本委員 分かりました。ありがとうございます。

○友広委員長 ほかにございませんか。

○狩野委員 都市-1の街路事業 銅座町松が枝町線ですけれども、銅座川沿いに新しい道ができるのは少しイメージができるんですけれども、現状の道路から新しい銅座川に続く道路ができるとすると、そのスタート地点のところが、小さい形ですが、交差点みたいな形になるんじゃないかなと思うんですけれども、今の計画でそこに信号機等の設置というのは計画されているのか教えてください。

○長崎市（平野） 今の委員の質問でございますが、銅座町、新地中華街のところの橋から分岐していく形を今計画しておりますけれども、そのところは警察と協議しながら進めているんですけれども、今のところ、信号をつけるというところには至っておりません。

以上でございます。

○狩野委員 この目的の中に、ここの交通環境の改善と防災機能の向上、いわゆる防災機能の向上というのは細い道に車が通るように拡幅するというので、そこは一定理解するし、まちづくりについても効果があるんだろうなと思いますが、果たしてこの道を作るこ

とで交通渋滞等の、交通環境の改善につながるのかどうかというのが不明瞭ですけれども、そのあたりはどういう見解でしょうか。

○長崎市（平野） ご質問にお答えします。

今、既存の道路は、真っ直ぐ電車通りまで行っているんですけども、電車通りを抜ける道が先で結構渋滞しているという現状がございます。

今回この道路を造ることで、この道路につきましては一方通行を考えております。どちらへの方向に一方通行なのかというのは決まってませんが、そこに車両を逃がすことで今の渋滞を緩和できるということで考えております。

○狩野委員 渋滞を考えると中華街のほうからの一方通行じゃないと効果は現れないということですね。向こうから来る、逆の一方通行だと交通渋滞の改善は関係ないということですね。

○長崎市（平野） 今言われましたように、そのところを私どもも考えています。ただ、ここが将来的に既存の道路につきましては、地元からは2車線の道路を一方通行にしてもらいたいとか、そういうご意見もいただいております。当然そこには交通の解析をした中で警察とも協議しながら決めていくこととしている状況です。

以上でございます。

○狩野委員 懸念するのは、最初の交通信号機ができる、できないとのことですけれども、そこが非常に複雑になってしまって、逆に、仮に信号機を設置しなかったら事故の原因にもなるのかもしれないと思うので、そのあたりは十分検討をお願いしたいと思います。

もう一つ、道維-2の関係ですが、これは事業の中身で、事業の進捗状況に処分地の変更、いわゆる「残土処分場の受入れ停止により処分地を変更したことから、土砂等運搬費が増加」と。相当な増加額になっているんですけども、残土処分場というのが今どんな形であって、もともと受入れが停止になるようなことというのは想定できなかったのかということや、今やっている新しい処分地として変更した先というのが、果たして今後大丈夫なのかとか、そのあたりのところ、ちゃんと検証した上で当初予算を組んでいるのか、そのあたり、よろしかったらお聞かせ願えればと思います。

○長崎市（平野） 設計をまず計画した時に残土処分場をどこにするかということで計画しております。現場から一番近いところ、経済的に優位なところということで決めていたんですけども、当初はそこに残土を入れていいよと、受け入れる体制はあるということでお聞きしていましたが、実際、工事をしていく中で、その処分場にはもう受け入れきれない、そのボリュームは駄目だということが出てきたものですから処分場を変える必要性が出てきました。そこで再度積算を見直したところ、その分が増になったということでございます。

○狩野委員 新しい残土処分場は、もう大丈夫だということですか。

○長崎市（平野） 今のところは大丈夫ということでございます。

○狩野委員 結構です。

○友広委員長 ほかにございませんか。——それでは、次に移らせていただいて、河川と砂防の14件についてお願いしたいと思います。

○大嶺副委員長 河川－1でB/Cが増加になっているのが治水経済調査マニュアルの改定（被害率の増加）、そのほか資産評価単価及びデフレーター改定というのがあるんですけど、ちょっとその意味がよく分かってないんですけど、これを見ると全体の事業費でもBが217億から437億で増加、値としてもすごい大きな金額なんですけど。

それと、もう一つの河川－5も同じようにB/Cが増加しているんですけど、これはまた別のマニュアル変更に伴う農地とか農地被害額、これについてもBの値が100億から358億、物すごい金額の増加があるんですけど、その内訳とか、この値だけ示して、どれぐらいマニュアルが変更というのが、どういう値がどれぐらい増えてこんなに大きく増えたのか。そういうもうちょっと細かい資料がここには何も載ってないので、それ以外の資産評価単価が大きいのか小さいのかという内訳も分からないので、できればもうちょっと説明いただきたいと思います。

○河川課（有田） 総合的に今回B/Cというのがほとんどの事業で大きくなっている。さらに、例えば河川－5の仁反田川とか、その辺のところは特に大きくなっているという形で、全体的な流れとして説明をさせていただきますけど、もともとこのB/Cを出すための河川事業のマニュアルが治水経済調査マニュアルになります。それが令和2年4月に大幅に改定になりました。その一番主な変更点が被害率の変更となっております。浸水地域に入る人家の価値というより、被害を受ける率が高くなったという形になります。具体的に申しますと、例えば床上2メートル未満の浸水の場合は被害率が単純に1.6倍増えているという形になります。その分Bが増えているということになります。ですので、今回、河川事業はあくまで浸水戸数、戸数が増えなくても1戸当たりの単価が上がるので全体的な流れとして上がっているという形になります。

次に、特に河川－5の仁反田川のB/Cが特に上がっていますが、ここの特徴的なこととしまして農地及び農業用施設がすごく多いところになります。ここはもともと農地とかを算出する時の昔のルールが一般資材被害額の何%というふうな考え方でした。具体的にいうと農地だったら一般資材単価の29.1%を農地の被害として一律的に出していたのを、令和2年の改定に伴いまして、それぞれの面積に単価を掛けていく方式に変わりました。ですので、浸水範囲に農地が多く含まれるところに関しては、B、便益が大きく上がる、その結果、B/Cが上がっているという形になります。

○大嶺副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○梅本委員 全体に係るのかもしれませんが、例えば砂防の事業を見ますと、何らかの理由で工期が延長して、その間に労務費が上昇するということがちらほら見られます。近年、いろんな物価が上昇しているのは承知してありますが、労務費に関しては昨今どんな理由で、どの程度の上昇をしているのでしょうか。

○砂防課（菅崎） まず、今回書かせていただいている中で一番大きいのが、もともと材料単価自体も、生コンに関しましても1.5倍というふうな形で上がっております。あと普通作業員さんの人件費も、労務費に関しても1割とかそういった形で上がっております。あと、労働環境改善ということもあって、共通仮設費率として諸経費で全体的に5%加算して、土木で設置していた仮設トイレが快適トイレというような形で労働環境が改善され

るようなトイレを設置しましょうというのがありまして、そういった経費とかもどんどん足していくような形の取組を行っております。そういった分で諸経費が5%とか上がったりとかしているの、そういったことで全体的に上がっている状態でございます。

○梅本委員 引き続きですが、工事契約のプロセスが分からないんですが、例えば砂防だと最初に測量とかを何年かやって、その後に地権者と交渉して、それから何年か後に工事に移ると思いますけれども、工事業者といつの時点で請負契約を締結するのか、どの時点で、どういうプロセスで工事契約、工事金額が決まるのか。そしてまた、工事契約の締結後、工事契約書には金額とか書かれていると思いますけれども、契約締結後も物価上昇等で金額を見直したりということもあるのかということをお教えいただきたい。

○砂防課（菅崎） 砂防工事の場合、測量調査、設計が終わった後に用地の取得ということで契約をさせていただきまして、その用地買収が終わった後に初めて入札を行いまして工事に着手するという流れでさせていただいております。

契約した後に物価スライドというのがございまして、労務費等が上がる場合には入札が終わった後にスライド契約ということで労務費単価等の上昇分を見込んだ変更契約の取組を行っております、そういったことで対応するような形になっております。

○事務局（山川） 補足ですが、先ほどスライドのお話を砂防課がしましたが、これについては全ての工事が対象になっておりまして、全ての工事において、例えば中身のガソリン等の個別の資材が上がった時には単品スライドの下にそれぞれの資材を挙げていく方法と、あと全体スライドもしくはインフレスライドとありますが、そういうものについては、その基準に対して当初設計したものと比べて全体として資材がどう変わっているかを踏まえた上で、業者さんの申し出であったり、そういうことを踏まえた中で物価上昇に対しては、そういうスライド条項を使って対応しております。

○梅本委員 分かりました。結構です。

○狩野委員 河川-1 鹿尾川総合流域防災事業ですけれども、これは意見というよりも、今回、防災面だけではなくて地元の要望を反映して河川環境保護の観点も加えた事業の見直しということで、これは非常にいい取組だなというふうに思いました。

そういう中で、今回、事業見直しの中で地元の住民の方とか、三和町ふるさとづくり委員会との話し合いで見直しという形になったんですけれども、前回の再評価と申しますか、平成30年の時にはその話はなく、今回、こういう形で事業の見直しがあったんですけれども、もしよろしかったらどの段階から地元住民さんからのこういう要請、要望があって、今回こういう見直しに至ったかというところの経緯等が分かれば教えてください。

○長崎振興局（瀬川） 鹿尾川につきましては、平成17年から地元の地域の自治会さんとか、そういう方々に集まっていたいて河川の環境面、ここにつきましてはホテルが生息している場所ということで、自然環境を保全しながら、かつ安全を守るための河川改修をやっていくということで平成17年から地元の方たちと協議をさせていただいて護岸の形態とか川底の形とかを決めた上で進めてきております。

こちらに書いている中で今回実施した場所が、特にホテルの生息が多い場所を工事するに当たって、どうしてもホテルにつきましては濁り水が影響が大きくなるということで、

それに対して工事中の濁水対策を、沈砂池と私たちは言っていますが、一旦泥水をためて沈下させて、きれいな水を川に戻すという施設を造ったりとかございまして費用が大きいかさんできたということで、今回申請させていただいているところでございます。

○狩野委員 ありがとうございます。河川に関しては、どうしても防災等が中心になると思うんですけども、あとコスト面のこともあろうかと思うんですけども、こういう形で自然環境にも寄与するような形の工事のやり方を今後も考えていただければと思います。ありがとうございます。

○友広委員長 ほかにございませんか。

○大嶺副委員長 砂防のことで2つほどお伺いします。

一つは、砂防-1ですね。対象の戸数が21戸から4戸減となっています。その場合の便益は、家が減った分は減額されてないのかということと、これだけ少なくなると、だんだん少なくなると、将来的にまだ減る可能性もあるので、こういう砂防の事業がいいのか、移転してもらったほうがいいのか、そういうところも今後新しく計画する段階では必要じゃないかなと思ってます。それがまず1点目です。

○砂防課(菅崎) 砂防事業の今回の件に関していいますと、砂防事業の補助事業の採択要件というのがございまして、人家が50戸以上か、もしくは国道、県道等があるかという部分、あと、そのほか重要な公共施設ということで、今回の場合、JR長与線がございまして、今回、補助事業として実施する採択要件としては国道とJRというところがございまして、人家が4戸減っております。今後何軒か減る可能性がございましてけれども、砂防事業としては、国道とJRの保全というのが特に重要な箇所として、必要な箇所と認識して実施しているところです。

B/Cに関しまして、砂防事業全体も一緒ですけども、マニュアルの改定が砂防でもございまして、こちらが谷が狭い、山の幅が狭いところの地形では被害額が増える傾向ですけども、今回のように土砂災害の被害範囲が広がる場所に関しては便益が下がるという、被害額が若干下がるという傾向が出てございまして、今回の場合、6ページ目を見ただけですと、便益が17.66から10.31まで減っております。まず、人家戸数が4戸減ったことによる効果の減少、被害額の減額というのがマニュアルの改定ということで人家の被害額自体も下がっておりますので、それで結構下がっているという2つの要因で下がっております。

以上です。

○大嶺副委員長 分かりました。

もう一つの質問だったのが、ちょっと答えてもらったんですけど、費用便益マニュアルの改定、この場合は土砂災害による被害額の減少でマイナスになってますけど、ほかの砂防のところでは増えているのは、規模の違いとか災害の形態でプラスになったりマイナスになったりという理解でよろしいでしょうか。

○砂防課(菅崎) まず、基本的には全箇所ですので、今回の場合は、マニュアルにより被害額自体は、便益は減る方向になっておりますが、人家の数が増えたりとか、そういった部分がありまして額が上がっているというところがあります。

○大嶺副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○友広委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 河川-2についてお伺いしたいんですけれども、5ページの4の事業の進捗状況のところ、軟弱地盤地帯であって湧水があったり亀裂があったりということなんですけど、写真にある亀裂が発生しているところとか、周囲の人家のところにも亀裂があることは、今回の事業の影響なのかどうかということと、あと、事業区間のうち、どのあたりに発生しているのかというのを教えていただけますか。

○長崎振興局（瀬川） 江川の河川事業で実際に、ここの場所が昔は田んぼとか畑があった場所でございます、それがどんどん減ってきて宅地化されて住居ができたり道路ができたりということで、もともとそういう軟らかい地盤の上に盛土がなされて土地が形成されてきたところでございます。どうしても昔の土質のところ、ちょっと地中深くなれば、どうしても境目から水が出てきたりとか、そういうことが発生して、今回、もともとあった川を倍近く幅を広める工事ですけれども、もともと田んぼがあったところを扱うような状況になってまして、どうしても湧水が発生してきているということで、実際に河川の構造物、ブロックを積んだりとか、そういうことをするに当たって、地盤が強固なところに構造物をのせない、軟らかいところにのせてしまうと、おのずと構造物が沈下したりとか、そういう懸念もございますので、こちらについて地盤を少し、弱い土をとって、きれいな土を入れて、セメント材、固化材というんですけれども、そういう格好で地盤を固めて、その上に構造物を設置するという工事をやっております。

位置につきましては、全体区間が1,000mございまして、そのうち図面上でいきますと、真ん中に茶色い道を書いています、これは国道でございまして、国道から少し上、赤色で着色をしているところですね、ちょうどその前後付近が区間となっております。下流から約700m、800mぐらいきているところになります。今、その部分を施工しております、その部分が、以前は田んぼや畑が多くあった場所となっております。

○中村委員 ありがとうございます。そしたら亀裂とかなんとも補修されることになると思うんですけど、今回、期間は延長していて、事業費は特に増えてないと思うんですけど、そういうところに影響はなく、このままの計画で事業が遂行できるということでしょうか。

○長崎振興局（瀬川） 表の上のほうになります、以前は16億、19億ということで、その後に29億ということで、その当ても軟弱地盤のことを少し加味して事業費を計上させてもらっております。あと、今回残る部分が延長150～200mぐらいの工事区間となっております。実際に工事自体は少し、ペース的には地盤改良とかそういう工事をしないとイケない、橋を架け替えないとイケないということで、工事期間は少しゆっくり目に進んでおるところで今回延長させていただくんですけれども、費用面は、そこら辺を加味した上で前回ぐらいに増額させていただいたので、さらに現時点で計算をいろいろさせていただいた上で、今の申請額で、ぎりぎりにはなるかもしれないんですけれども、今の時点では今の費用で収まるんじゃないかということで、今回は工事期間だけの延長をお願いしているところでございます。

○中村委員 分かりました。ありがとうございます。

○友広委員長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

○大嶺副委員長 先ほどの便益と関連するんですけど、砂防-7で便益を見ると、プラス要因で精神的被害というのが1人2.26億円で、物すごい大きな金額だなと思ったんですけど、何人ぐらいが被害を受けてこれだけ、2億円もかかっているのか、それが何人いて27億の便益になったのか教えていただきたいと思っております。

○砂防課（菅崎） 先ほどの説明でちょっと不足してまして申し訳ございませんでした。砂防事業の中には砂防事業と急傾斜事業の2種類がございます、先ほど私が全部下がると思したのは砂防事業だけでして、急傾斜事業に関しましては、令和2年度のマニュアル改定におきまして、人的被害（精神的被害額）の計上ということで被害額が大きくなっております。こちら、がけ崩れ災害等がありますと避難しないといけない等がありまして、避難生活が長期間に及ぶとか、犠牲者が出た場合には犠牲者の分の被害額等が生じますので、そういった面での人的被害額というのが、かなり高い金額がこの前の改定で計上されるようになりました。その分で、戸数に対してかなり大きな額が加算されるようになったということでかなり大きく上がっております。

○大嶺副委員長 1人というよりも、1つの家に対してですか。

○砂防課（菅崎） はい。1戸当たり概ね何人という計算式がありまして、たしか1人か2人程度の人数という換算で額が算定されております。

○大嶺副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○友広委員長 ほかにございませんか。——活発にご意見をいただいている的確な答弁をいただいておりますが、ここで一括審議の案件について全体的に何かご質問、ご意見があればお受けしたいと思っております。よろしいですか。——それでは、ご質問、ご意見については、それぞれの担当からお答えいただきましたので、回答できなかったことはなかったんじゃないかと思っておりますので、一括審議の案件につきましては、全て、対応方針（原案）のとおり、認めることといたしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 ありがとうございます。それでは、一括審議の案件については、全て対応方針（原案）のとおり、認めることといたします。

ちょうど12時近くになりましたので、ここで暫時休憩いたしまして、個別案件がたくさんございますので、12時45分再開ということで午後の部に入りたいと思っておりますので、誠に申し訳ございませんけれども、12時45分再開ということでよろしくご協力をお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

— 午前11時58分 休憩 —

— 午後 零時45分 再開 —

○友広委員長 委員会を再開いたします。



これからは1件ずつ個別審査ということでございますので、よろしくお願ひいたします。事業者の説明は3分から5分程度でお願いして、1件当たり全体的に17～18分ぐらいで審議したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員の皆様方、最初に申し上げましたけれども、現地調査あるいは詳細審議が必要というお考えがございましたら、その都度お願ひいたしたいと思ひます。

#### 道建-7 道路改築事業 主要地方道有川新魚目線（榎津工区）

○友込委員長 まず、道建-7の説明をお願いいたします。

○上五島支所（平井） それでは、「道建-7 道路改築事業 主要地方道有川新魚目線（榎津工区）」につきましてご説明いたします。

2ページ目をご覧ください。本件は、平成25年度の新規事業として着手しております。その後、2回の審議で事業費の増、それと工期の延長を諮問して了承していただいております。その後、事業費、工期ともに変更が生じることになったため、今回、本委員会に諮問するものでございます。

今回は、2億円の事業費増とともに、工事期間を1年延長させていただきたいと思っております。

3ページ目をご覧ください。その背景についてご説明いたします。

まず、主要地方道有川新魚目線ですけれども、中通島北部の立串地区と新上五島町の中心部を結びまして、また、国の重要文化財に指定されております青砂ヶ浦教会などへの観光ルートとしての幹線道路でございます。

そのうち新魚目町の中心部に位置します榎津工区は、役場の支所、郵便局、診療所、小中学校などが道路に面して立地しております。また、通学路であるにもかかわらず、4ページに写真がございましたけれども、幅員が狭くなっていて歩行に危険性があることから、通学路の安全確保、それと交通の円滑化を図るためにこの事業に着手したものでございます。

5ページ目をご覧ください。

事業費の見直しについてご説明いたします。当地区の掘削箇所につきましては、事業採択後のボーリング調査によって全体的に軟岩で形成された地山であることを確認しております。そのことから切土の勾配を道路土工指針に基づきまして1対0.5に設定しております。

また、法面保護につきましては、全面緑化が望ましいと考えておりました。植生工を採用することとしておりましたけれども、法面の長期的な安定を図ろうという考えで、その下に連続繊維補強土工を併用することとしておりました。しかしながら、令和2年度に掘削工事に着手しましたところ、多くの湧水が見受けられたこと、それと局部的に表層部が崩壊したといったことから、一旦工事を中止しまして工法の見直しを行い、掘削と並行して行う法面保護を行う、逆巻工法と呼んでいますが、逆巻工法が対応可能な吹付法砕工に変更することとしております。

以上のような工法の見直しを行ったことによりまして1.5億円の増額を見込んでおりま

す。また、午前中も話がございましたけれども、労務費、資機材の単価上昇がこの工区でも発生しております。それに0.5億円の増を見込んでおりまして、全体として2億円の増額を見込んでおります。

6ページ目をご覧ください。事業期間の見直しについて説明をいたします。

前回の再評価時点で事業期間を令和7年度までとしておりましたけれども、先ほどの説明のとおり、法面処理工法の変更を検討すること、さらには、逆巻工法を採用することによりまして施工に時間を要することとなりました。その結果として、1年延長しまして令和8年度までとさせていただきたいと考えております。

B/Cにつきましては7ページをご覧ください。費用は増加するものの、こちらも午前中の審議にもありましたように、費用便益分析マニュアルの改定に伴いまして、原単位の増加等により便益も増加しております。その結果、費用対効果は前回の1.1から変わっておりません。

この道路が完成することによりまして、通学路の交通安全と車両の円滑な走行はもちろんのことですけれども、上五島において、現在、教会を巡る観光客が増加しております。周遊観光にも貢献できると考えております。

8ページの結論でございますけれども、対応方針としましては、継続とさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○友広委員長 ありがとうございます。ただいま説明がございましたけれども、まず、本日欠席の五島委員から事前に質問をいただいておりますので、まず事務局からこのことについてご説明をお願いいたします。

○事務局(入江) 事務局から五島委員の事前質問について読み上げさせていただきます。

質問としまして、1.2kmしか延長がないにもかかわらず工期がかかり過ぎではないかということでご質問をいただいております。

○友広委員長 よろしく申し上げます。

○上五島支所(平井) 資料は4ページをご覧ください。当工区は1.2キロの延長ですが、説明もさせていただきましたが、旧新魚目町の中心部に位置しております。行政施設や診療所、小中学校が隣接するほか、写真にもございますように家屋も密集している地域でありますので、用地交渉とか家屋移転に時間を要する事業でございます。

それと、令和元年に大雨で当地区が冠水したこともございまして、町において冠水対策を実施することになります。こういったことからこれまでの2回の審議で事業期間を計6年延長して工期を13年とすることで前回までに了解をいただいているところです。

そういった中、今回説明しました掘削中の工法見直し等によりましてプラス1年、計7年の延長とさせていただきたいと考えております。今回は1年の延長と考えております。

○友広委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方から道建-7についてのご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

○大嶺副委員長 湧水が見られたという説明があったと思うんですけど、それで対策工法

が変更になったということで、湧水については地下水位の変化とか水道（みずみち）みたいなところで湧水が出ているのか、全体の水位が高くて、あるところから出ているのか、そういう調査が行われたかどうか教えてください。

○上五島支所（平井） 掘削前の現状を現地で確認しましたがけれども、その時は湧水というのは確認されなかったんですね。なので、ボーリング調査でも地下水はあるというふうな想定はございましたけれども、切った後もそれほど湧水が出るものではないというふうに判断しておりました。ということで工法的には緑化をすることで法面安定ができるであろうと考えておりましたがけれども、実際掘削を試みたら湧水が思いのほか出てきたといった状況で工法の見直しを行ったものでございます。

○大嶺副委員長 湧水は、その後、出なくなったというような状況でしょうか。

○上五島支所（平井） 湧水は出てますけれども、湧水処理を行うことで法面安定と並行して保護工を行っております。

○大嶺副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○友広委員長 ほかにございませぬか。

○狩野委員 簡単な質問で申し訳ないんですけど、法面処理の変更ですね、簡単に連続繊維補強土工と新しいやり方の違いといいますか、そういうことを説明していただけますか。

○上五島支所（平井） 手持ちの資料で申し訳ないですけども、連続繊維補強土工というのは、基本的には法面保護工の一種です。この右手にありますジオファイバーという工法になっております。左側が今回工法の変更をするに至った従来工法で、今までよく使われていた工法に見直したということになるんですけども、全面緑化をしたいということでジオファイバー工法をしようというふうにしております。ジオファイバーというのが植生工の下に砂とか、あと繊維を混ぜて、それで法面を保護してやる。植生工だけじゃ風化するおそれがあるといった時に、20 cmぐらいの厚さがあるんですけども、それを地山に固めてやって、そこに植生工をするといった工法です。それが湧水が多いと、それでは対応できないということで法枠工に変更したという経緯になっております。

○狩野委員 ありがとうございます。逆に言うと工法的には昔のやり方で補強というか、効果は高いんですけども、昔のやり方に戻したというか、やったという形でしょうか。

○上五島支所（平井） 現在の湧水でいけば効果は高い中で、我々としては、できれば全面緑化したいなという気持ちがあったものですから、そちらをまずやってみようということで採用しておりました。

○狩野委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○友広委員長 ほかにございませぬか。——それでは、お諮りをいたしたいと思えます。

説明がありました道建-7につきましては、対応方針（原案）は継続ということでの説明であったわけですが、対応方針どおり、継続ということでよろしゅうございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 それでは、道建-7につきましては、対応方針（原案）どおり、継続いたします。どうもありがとうございました。

## 道建－5 道路改築事業 一般国道382号（畠ヶ浦バイパス）

○友広委員長 次に、道建－5についてご説明をお願いいたします。

○対馬振興局（川原） 「道建－5 道路改築事業 一般国道382号（畠ヶ浦バイパス）」の再評価について説明いたします。

2ページ目になります。まず、審議の経過でございますが、今回は1回目の再評価になります。再評価の理由といたしましては、事業費の増額と工期の延長によるものでございます。

3ページ目、目的・事業概要・これまでの経緯についてご説明いたします。

一般国道382号は、対馬市を南北に縦断する幹線道路で、対馬市の生活道路として重要な路線であります。また、観光をはじめとした産業振興にも欠かせない路線でございます。畠ヶ浦バイパスは、対馬市美津島町小船越に位置する延長1.4kmの整備になります。当工区は、平成28年度に事業化し、令和3年度より用地取得、令和4年度から工事に着手しております。事業進捗率は、事業費ベースで14%、用地進捗率は面積ベースで34%となっております。

次のページをお願いいたします。本事業区間は緊急輸送道路でございますが、現状は幅員が狭小で見通しも悪く、車両の離合も困難であるなど、社会活動を阻害する一因となっており、早急な整備が望まれているところです。

5ページ目です。事業の進捗状況でございますけれども、事業費の見直しについて説明いたします。今回、全体事業費を13.5億円から23億円に見直しております。その内訳につきまして4点説明いたします。

まず、1点目がトンネル延長の増でございます。当工区には2本のトンネル計画がありますが、現地測量及び地質調査の結果を踏まえ、トンネル詳細設計を行い、坑口位置を検討した結果、2本合計のトンネル延長が340mから392mに変更となりました。トンネル延長の増に伴い2.3億円の増額となっております。

2点目が地すべり対策の追加でございます。2号トンネル終点側出口付近の地すべり対策の追加に伴い1.7億円の増額となっております。詳細は6ページ目で説明いたします。

3点目が補助工法の追加でございます。同じく2号トンネル終点側出口付近のトンネル補助工法の追加に伴い2.6億円の増額となっております。

4点目が労務単価、資材単価及び諸経費の上昇でございます。

それらに伴い2.9億円の増額となっております。

以上4点により9.5億円の増額となっております。

次のページをお願いします。先ほど説明しました地すべり対策工の追加について説明いたします。

2枚の写真は、2号トンネルの終点側でございます。地表踏査を行った結果、左上の写真のように、トンネル終点側斜面に地面が動いたことにより木が変形している地すべり跡が見られております。また、真ん中上段の写真は地すべり跡付近に見られる陥没帯でございます。地すべり跡があることから、トンネル出口付近の対策として鉄筋を挿入し地盤の

補強を行うこと、トンネル坑口の上部が崩壊しないようにセメントによる安定処理を行う必要があるため、これらによる対策費用として1.7億円の増額でございます。

次のページをお願いします。3点目のトンネルを掘削する際の補助工法の追加について説明いたします。

同じ2号トンネル終点側に位置しますが、地すべり跡付近のトンネルの掘削時に地山を安定させるため天井部に鋼管を打ち込み、補強する必要があります。また、トンネル掘削断面の崩壊防止と安全を確保するため、掘削断面にボルトを打ち込み補強する必要があります。これらによる対策費用として2.6億円の増額となっております。

8ページ目をご覧ください。事業期間の見直しについて説明いたします。

今回、完了時期を令和6年度から令和10年度に見直しております。主な理由は2点ございます。

まず1点目が、落石の調査設計、地すべり対策工設計の追加でございます。地表踏査を行った結果、トンネル坑口上部の法面に落石が見られたこと、また、2号トンネル終点側に地すべり跡が見られたことにより、その詳細な設計が必要となりました。

2点目は、工事の追加、工法変更に伴う事業期間の延期でございます。工事追加については先ほど説明しましたように、トンネル坑口上部の法面工事または地すべり対策工事になります。工法変更については、トンネル掘削工法について、当初は通常の補助工を想定しておりましたが、地表踏査及び地質調査の結果、補強工が必要となることで工法変更を行う必要が生じました。

以上2点の変更により、事業期間を令和10年度まで延長するものでございます。

次のページをご覧ください。事業の投資効果について説明いたします。

費用対効果のプラス要因としましては、費用便益分析マニュアルの改定に伴う原単価の増加がございます。また、マイナス要因としましては、事業費及び事業期間の増加と計画交通量の減少がございます。前回評価時点のB/C1.91に対しまして、今回の見直しにより1.49となっております。

最後に、対応方針でございます。費用対効果は減少しておりますが、本事業区間の前後は改良済みであり、対馬市を南北に縦断する唯一の幹線道路であり、緊急輸送道路に指定されていること、また、対馬の生活道路として重要な路線であることから、対応方針（原案）は継続と考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○友広委員長 ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

○狩野委員 便益のほうで走行時間短縮というのが出てるんですけども、もしデータがあれば、ここの区間での走行時間の短縮というのは実際はどれくらいですか。

○対馬振興局（川原） すみません。手元にデータがございませんけれども、2～3分の短縮にはなるものと考えております。

○狩野委員 分かりました。ありがとうございます。

○友広委員長 ほかにございませんか。

先ほどご説明があったかもしれませんが、トンネル延長が 52m長くなっていますよね。そこら辺、トンネルの延長が長くなるということは聞いた覚えがありませんが、その理由をご説明いただければと思います。

○対馬振興局（川原） 先ほどもご説明しましたように、現地調査を行った中で坑口の検討を行いました。地すべりの跡とかあって、そういうのを避けるために出口について位置の検討をし直しましたところ、延長することが有利であるということで今回延長したところでございます。

○友広委員長 ありがとうございます。

ほかに。

○大嶺副委員長 事業の見直しで地質調査を後からするというのは分かるんですけど、地表踏査で木が曲がっていたり陥没したりというのは、事前に、計画段階では、それは情報がなかったんでしょうか。

○対馬振興局（川原） 計画段階では情報がなくて、地質調査とかに入った調査員が見て、ここに陥没した跡がありますというような情報をいただきまして、その後、このような対策をとったものでございます。

○大嶺副委員長 できれば計画段階である程度現場を見られて、そういうことがないかどうか調べたほうがいいのかと思います。

以上です。

○友広委員長 ほかにございませんか。——ないようでしたら、道建-5について、継続という形のご説明がございましたけれども、お諮りしたいと思います。

道建-5につきましては、対応方針（原案）どおり、継続ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 では、継続といたします。ありがとうございます。

#### 漁港-1 漁港整備事業 生月漁港

○友広委員長 それでは、漁港-1についてご説明をお願いいたします。

○県北振興局（松岡） スライドで説明させていただきます。

まず1ページから、「漁港-1 漁港整備事業 生月漁港」の説明をさせていただきます。

生月漁港につきましては、平戸市北部の生月島に位置する県管理漁港でございまして、今回の再評価の理由は、事業費の著しい増となっております。

2ページをご覧ください。審議経過について説明いたします。

当事業は、事業期間、平成31年度から令和5年度までの5年間の事業計画で、事業費を9.9億円、費用対効果は1.24としておりましたが、今回、防波堤の断面見直し、材料の高騰などにより事業費が著しく増となりました。事業期間を令和9年度までとして事業費を20.3億円、費用対効果は1.18となっております。

3ページをお願いします。目的・事業概要について説明いたします。

生月漁港ですが、平戸島周辺の生産拠点漁港の役割を担っており、特に定置網漁が盛ん

であります。主にシイラやブリなどが陸揚げされており、年間の陸揚げ量は約 1,500 トンとなっております。平戸圏域の陸揚げ量の 21%にも及ぶ重要な漁港の位置づけとなっております。

今回、波高の増大が見られており、当漁港の既存防波堤の安定の確認を行ったところ、現行基準に不足することが判明したということで改良を行うものです。

また、陸揚げ岸壁につきましては、地震時の検討について新基準に応じて検討しており、設計時で地震発生時も継続して漁業の活動が行われるような岸壁の改良を行うようにしております。

さらに、漁獲物を陸揚げした後、荷捌きや出荷作業については、直射日光や降雨の中で岸壁上で野天作業をやっておりましたので、漁獲物の品質向上や就労環境の改善のため防暑施設を整備するものとしております。

4 ページをお願いいたします。事業の効果と必要性について説明いたします。

左側の写真でございますが、令和 3 年 9 月、平戸島内の宮ノ浦漁港におきまして被災した写真でございます。生月漁港においても、安定性が不足する防波堤を改良することで安心・安全な漁港活動を確保すべく改良を行う必要があると考えております。

また、右の写真ですが、同漁港で荷捌きを行っている写真でございます。漁獲物の荷捌きに関しては、直射日光や降雨の中に置かれておりましたが、現在、利用者自ら簡易な屋根を設置して作業を行っておられます。管理者としましては、漁獲物の衛生管理、そして就労環境の改善を行うために防暑施設、屋根でございますが、整備する必要があると考えております。

5 ページをお願いいたします。事業の進捗状況についてですが、写真の奥側、青色の 4 m 岸壁については完了しており、その左側に続く赤色の施設、-1・3m 岸壁 (A) から -3 m 岸壁 (B) までは今年度完了予定となっております。順次、水産物の衛生管理や就労環境の改善が図られると見込まれます。

続きまして、画面上のほう左の北防波堤の改良になりますが、順次整備を進めており、令和 6 年度の完成を予定しております。右側の島防波堤については、北防波堤の完了を待って着手する予定です。

6 ページをご覧ください。進捗状況のうち事業費の見直しについてでございます。

当初計画におきまして、北防波堤の改良につきましては、港内側の基礎部分の改良、左側の赤い部分としておりましたが、詳細の設計の結果、波高が増大したということで、堤体工、消波工などの安定性が確認できないことが判明いたしましたので、堤体の拡幅、消波ブロックの改良などが必要で、事業費が 9.9 億円から 20.3 億円へ増額となりました。

7 ページをお願いいたします。続きまして、事業の進捗状況、事業期間の見直しについて説明いたします。

当初、31 年度から各施設の測量、設計を行い、令和 2 年度から北防波堤、令和 3 年度より島防波堤、令和 4 年度から岸壁と着手していく予定で、令和 5 年度に完成する予定になっておりましたが、北防波堤の設計において事業費が増大となったことから、全体の工程を見直しました。北防波堤の完了が令和 6 年度、島防波堤の完成が令和 9 年度と見込ま

れたため、完成時期について4年間の延長が必要と考えております。

続きまして、8ページをお願いいたします。事業の投資効果について説明いたします。

前回、費用対効果を1.24と算定しておりましたが、今回、事業費の見直しにより1.18と算定しております。プラス要因は、防波堤の改良による便益の追加、マイナス要因としては事業費の増、工期の延長となっております。

9ページでございます。対応方針についてご説明いたします。

事業費と整備年次の増加により、令和4年度末の時点で進捗率が事業費ベースによって39.9%となっておりますが、本事業の整備により漁港機能が強化され、水産振興に資する事業として考えており、事業の進捗により漁業活動の安全性の確保、漁業従事者の就労環境改善や水産物の品質低下の回避が格段に図られると考えております。漁業の従事者からも早期完成を求められている施設でありますので、整備効果も十分見込まれる事業でございますので、対応方針としては継続と考えております。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○友広委員長** ありがとうございます。本件について五島委員から事前質問の通告を受けておりますので、事務局からお願いいたします。

**○事務局（入江）** すみません。先ほど申し上げていなかったんですが、別途お配りしております片面印刷資料にも欠席による事前質問を添付しております。では、読み上げさせていただきます。

漁港-1 生月漁港 水産生産基盤事業につきまして、本来なら今年度で完成であるのに平成31年度から現在までに4割しか進捗していないのはなぜか、進捗が遅いのではないのか。令和3年度か令和4年度で再評価しないといけなかったのではないのか、この段階では遅いと思う、ということでご意見をいただいております。

以上です。

**○友広委員長** このことについてお願いいたします。

**○県北振興局（松岡）** その回答についてご説明いたします。

今回、費用が増大した内容については6ページにございますが、左側の施設のように、当初は海の部分の赤い部分、左の画面の右の部分ですが、基礎工のみの改良としておりましたが、波の見直しなどを行うことによって防波堤が不安定であるという確認ができましたので、右のほうの左側になりますけれども、港外側の消波ブロックや波返しなどの強化が必要という判断をいたしました。その結果、金額が大きく増えたこと、そして、資材単価自体も増えておりますので、令和4年度まで事業費の精査を行ってまいりました。その結果、今回お諮りするような形となりました。

以上でございます。

**○友広委員長** ありがとうございます。今のことも含めて委員の皆様からご意見、ご質問をお受けしたいと思っております。

**○梅本委員** 防波堤を造るに当たって、素人が考えたら波の高さがどのくらいかというのは非常に重要なことだと思いますけれども、今回、波の高さが当初と比べて高くなったということで、これが7ページには「近年の波高増大により」となっていて、4~5年前と



比べて波が高くなったのか、あるいは測り方が違ったのか、どのくらい波の高さが当初と比べて高くなったのかを教えてください。

○**県北振興局（松岡）** 回答いたします。

整備当時でございますが、専門的な話になりますけれども、波高が 4.4m という高さでございました。新規計画時の平成 17 年度までは 4.6m ということで高さの差が 0.2m でしたが、そのため防波堤自体は大きく改良しなくてももつという判断がありました。令和 2 年度でございますけれども、波高が 5.4 メートルに増加しております。その結果、消波ブロックの重量、1 個ずつの重量についても、もともと必要重量が 7t で済んでいたものが 15t に変更になるということで大型化する、もたないということになっております。そのために金額が大きくかかったということになっております。

○**狩野委員** 素人考えでわかんないんですけど、波の高さを考えると、当初でも、その年だけじゃなくて長い年月の間の高さを見ると思うんですよね、毎年違う可能性もありますので。何かこう環境的な要因によって最近波が高くなったということがあんでしょうか。

○**県北振興局（松岡）** そうです。個別にこの事業で波を計算したということではなくて、全体的な、県下とか国の中で、例えば 30 年とかという経過を見ながら、踏まえての波の検討をしていきますので、その分が増大したということになっております。生月漁港ということではございませんので。

○**狩野委員** ということは、ほかの計画している防波堤も見直しをしなきゃいけないということですか。

○**県北振興局（松岡）** 基本的には整備を行っている段階でということですね。事業に着手している段階に、大きく何年かごとの見直しが行われているんですけども、その段階で新しく整備する、改良するという時に、当初、旧基準であれば左側のような断面で済んでいたんですが、それに直近の波の検討があった場合には変更するというようにしております。たまたまそれが波の確認ができた段階、沖波の修正があった時に波の高さが変わっているというのが判断できた段階では検討を加えるということになっております。

○**梅本委員** じゃ、測り方の基準が変わったということなんでしょうか。近年の地球環境の変化によって波が高くなったのかなど。

○**県北振興局（松岡）** それも当然ございまして、波が高くなっているという判断をした上で全国的な高さの検討をしているということになります。

○**大嶺副委員長** 今の話は設計の見直し、設計の波高が高くなったという基準ではないですか。

○**県北振興局（松岡）** 基準の見直しということですね。

○**大嶺副委員長** 設計基準の波の高さが変わったということですか。

○**県北振興局（松岡）** そうです。

○**大嶺副委員長** 実際に高くなっているわけではなくて、もっと防災を厳しくしようということで設計基準が高くなったんじゃないかと。

○**県北振興局（松岡）** 基準もなんんですけど、令和 2 年度に波高自体も変わってまして、

それを踏まえた上での基準の見直しということになっております。

○大嶺副委員長 その波高というのは、どこのケースですか、全国の平均ですか。

○県北振興局（松岡） うちの生月漁港においてということですね。

○大嶺副委員長 ここの波ではないですよ。

○県北振興局（松岡） ここの波です。

○大嶺副委員長 ここで測られて…

○県北振興局（松岡） そういうことです。

○大嶺副委員長 何年測られて、継続的に測られてということですか。

○県北振興局（松岡） 見直しをするというのは、全国的な見直しが令和2年度に行われておりまして、それに基づいて生月漁港で確認をしたということになります。それは過去の30年を見て再度改めたということになります。

○大嶺副委員長 30年間測られていたということですか。

○県北振興局（松岡） 一般的に30年ぐらいの波をずっと測っていくようになるんですけども、波の状況を見ながら、今回、全体が上がっているという判断をした上で再度見直したということになります。

○大嶺副委員長 場所によって、そうじゃないところもあるということですか。

○県北振興局（松岡） そうなると思います。

○友広委員長 お分かりいただけましたか。今、波高の問題でご質問、ご意見が出ておるわけですが、波高の見直しがあったということと、現地の波高も高くなったということ、それと今回の改修事業の時期がマッチしたと、ちょうど見直しが該当する年限に入っておったと、そういうことですか。

○県北振興局（松岡） はい。説明が不足しまして申し訳ございません。

○狩野委員 1つだけいいですか。しつこくて申し訳ないですけども、既存の防波堤がありますと、波高が最近上がってきてますと。既存の分についても今のままだと崩壊のおそれがありますと、だからやり直しをしなきゃいけませんということにはならないんですか。

○県北振興局（松岡） 機能保全の調査、延命化とか、そういう確認をしておりまして、その段階で確認をしていくようなことになると思います。そのタイミングという形になると思います。

○狩野委員 分かりました。

○友広委員長 狩野委員のご質問で大体整理ができたかなと思いますけど、よろしいですか。

ほかにございませんか。——それでは、ご説明いただきました内容は継続ということでのお諮りをしたいと思います。

漁港-1については、原案どおり、継続をするということでご承認いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 それでは、漁港1については、継続ということを決定的にしたいと思います。どうもありがとうございました。

### 農整－1 農山漁村地域整備交付金（伊木力第3地区）

○友広委員長 次に、農整－1についてご説明をお願いいたします。

○県央振興局（林） 説明いたします。資料は農整－1でございます。

資料の1ページをお願いします。再評価の対象事業は、「農整－1 農山漁村地域整備交付金（伊木力第3地区）」、場所が諫早市多良見町になります。事業主体が長崎県。再評価の理由としては、事業採択後10年経過でございます。よろしくをお願いします。

次、2ページをお願いします。審議の経過ですが、本地区は、平成25年度に事業に着手、令和3年度に土地改良法に基づく計画変更を行っておりますが、今回の再評価については初めて審議をお願いするものでございます。

当初と比較しまして、完了工期を令和7年度までの4年延長、事業費を7.7億円増の16.9億円としている状況でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。事業の目的でございますけれども、本地区、伊木力第3地区の農道整備計画というのが図面に7,199mと記載しております。そのうち既に分割採択で完了済み、伊木力地区、伊木力第2地区が終わっておりまして、それに引き続いて現在整備を行っております。

図面に緑色の県道、青色で国道を表示しておりますが、これを結ぶことでみかんの生産性及び出荷の合理化を促進し、農業経営の安定及び生活環境の整備を図るという目的でございます。

4ページをご覧ください。事業の概要でございますが、記載のとおり、道路延長、道路幅、事業工期、総事業費は記載のとおりでございます。これまでの経緯でございますが、平成25年度に着手、用地買収につきましては令和2年度までに100%完了しております。

事業の進捗率でございますが、令和4年度までということで事業費ベースで61%でございます。図面に示しております終点側に令和4年度までに約1.3キロ、供用を開始しております。図面で黒く表示しておりますが、既に完了したところは利用させていただいております。

続きまして、5ページをお願いします。事業の効果・必要性でございますが、本地区は、樹園地帯、みかん畑が広がる急傾斜地帯で、集落までの市道はありますが、幅員が狭い、線形・見通しが悪い、離合が困難という状況でございます。併せまして、基幹農道が地域にございませんで、みかん選果場への輸送や生産資材の搬入ができない、樹園地内の道路整備が進まないために防除機械等の導入ができない状況ということでありました。

こういうことから、この道路を整備することで、①、②、③に記載しておりますが、集出荷施設へのアクセス及び走行性が改善され、みかんや農業資材等の輸送の利便性が向上する。2つ目、樹園地へのアクセス道路が改善されて防除機械の導入等による労働力や労働時間の削減、みかんの産地維持が図られる。3つ目として、集落環境、生活道路としての改善が図られると考えております。

次、6ページをお願いします。事業期間の見直しでございますが、計画変更を1回行っておりまして、令和7年度までに工期を延長しております。主な理由といたしましては、

用地買収が平成 30 年度までの予定でしたが、一部難航し、鋭意説得の結果、令和 2 年度に完了したこと。当初路線に同意が得られなかった方もございまして、説得を続けて終わっている状況です。

2 目として計画路線の地質調査解析の結果、法面保護対策が必要となることから道路計画を見直しておるところでございます。

次、7 ページをお願いいたします。事業費の見直しでございますが、これにつきましても計画変更で 7.7 億円の増としております。主な理由としては、①として計画路線の地質調査解析の結果で法面保護対策が必要となりますけれども、当初計画路線より経済的に安価となる路線に変更しました。これに伴う測量設計等の増がございます。

2 目としてその他物価変動ということで、建設資材とか労務単価のアップによる自然増がございます。

続いて、8 ページをお願いします。上位計画の位置付けということですが、8 ページは第 3 期ながさき農林業・農山村活性化計画から抜粋しておりますが、①が行動計画でございます。大規模化・省力化を支える生産基盤整備、農地集積及び森林施業集約化の加速化において、伊木力地域における農道整備の推進が位置づけられているところでございます。

次、9 ページをお願いいたします。社会経済情勢等の変化ですが、JA 長崎せいひ ことのうみ伊木力選果場でございますが、令和 3 年度に最新の選果機を導入されまして、家庭選果の負担（労働時間）の軽減によりまして、栽培管理がシートマルチ等を行うのに注力する時間ができたということで、高品質なみかんの出荷体制を整えて、この地域のブランドみかんであります「味ロマン」の販売強化に取り組まれており、農業者の営農意欲も高くなってきているところでございます。

10 ページをお願いいたします。地元等の意向でございますが、受益者におきましては、建設促進委員会が平成 24 年に設立されております。また、諫早市においても協力体制が整えられて、地元の関係機関が一体となって事業推進を図っております。

続いて、11 ページをお願いいたします。費用対効果ですが、前事業の B/C の 1.23 から 1.14 と減となっておりますが、これは事業費の増、また、工期の延長がマイナス要因として挙げられます。

最後に、14 ページをお願いいたします。対応方針といたしまして、本事業につきましては、用地買収は 100%完了しております。地元からも早期完成を強く望まれておりまして、また、令和 7 年度までの完成に向けて順調に進めているところでございまして、今後とも早期完成を目指して引き続き事業の進捗を図っていきたくと考えております。対応方針としては継続とさせていただきます。

説明については以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○友広委員長 ありがとうございます。

農整-1 について、皆様方のご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

○狩野委員 事業自体とは関係ないんですけども、山林の中で用地買収が難航したと。先ほど説明があったかもしれませんが、用地買収が難航した要因というか、どういうことなのか。

○**県央振興局（林）** 当初の計画路線に理解をいただけなかったということで説得をする。あと資料の6ページですが、路線変更区間でも、一部、用地買収に難航したところがございます。路線を変更したというの、ある意味、地元を説得、説明する中で山側に路線を振ったりということも含めて説明をさせていただいて、何とか令和2年度までには了解をいただいた状況です。

○**狩野委員** 用地買収でそういうことはありがちなんですか。

○**県央振興局（林）** やっぱりいろいろと地元の方からは要望が出されます。

○**狩野委員** ありがとうございます。

○**友広委員長** ほかにございせんか。

私からですけれども、こういう農道の整備ということになりますと、資材の搬入とかみかんの搬出ということで効果がそれぞれあると思うんですけど、特に伊木力みかんといいますか、「味ロマン」というブランド化されたもので、荷傷みとかそういうことの効果、それから、実際みかんの生産量は、この審議と離れると思いますけど、生産量とか、そういうことを把握しておられれば、効果というところでちょっと知りたいと思います。

○**県央振興局（林）** 生産量は、JA長崎せいひ全体としてはあるかもしれませんが、地区としては分割して調べないといけないので、手持ちがすみませんが、伊木力のこの農道のところの区域に関してはデータを把握しておりません。

○**県央振興局（高谷）** 生産量は多分変わらないんですけど、やっぱり道路ができたことで、さっき言われた荷傷みとかそういうのが減っているの、品質的には向上していると思います。

○**友広委員長** ほかにございせんか。この事業については、今、詳しくそれぞれの項目に従ってご説明いただいて、対応方針については継続ということでのご提案があったわけでございます。

対応方針（原案）どおり、継続ということでもよろしゅうございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**友広委員長** それでは、継続ということに決定させていただきます。ありがとうございました。

## 都市－2 街路事業 竹松駅前原口線

○**友広委員長** 続きまして、都市－2について説明をお願いいたします。

○**大村市（内田）** それでは、「都市－2 都市計画道路 竹松駅前原口線」について説明をさせていただきます。

本路線は、大村市の中央部に位置し、国道34号を起点とし、西側に約600mの区間を整備するものでございます。

2ページをご覧ください。本事業は、平成23年度に事業採択をされ、令和2年度に事業採択後10年経過時の再評価を受け、今回、事業期間、事業費を変更することから再評価に諮るものでございます。

3ページをご覧ください。図面左側が起点のJR竹松駅方面になります。竹松駅前原口

線は、近年、住宅地として開発が進む富の原地区と JR 竹松駅を結ぶ道路であり、通勤通学の歩行者や自転車の安全確保、緊急車両等のアクセス向上を目的として、延長 577m、幅員 16m、総事業費 18 億 8,000 万円で、街路事業により整備するものでございます。現在の事業進捗率は、事業費ベースで 56.9%、用地進捗率は面積ベースで 76%となっております。

4 ページをご覧ください。事業の効果・必要性についてですが、本地域の特性として、沿線には本市人口の約 1 割に及ぶ住民が居住しており、周辺には小学校と中学校が立地し、学校指定の通学路となっております。

また、JR 竹松駅と陸上自衛隊竹松駐屯地を結ぶ道路であり、災害時の緊急輸送路及び避難路に指定されております。しかしながら、現在は幅員が狭い片側歩道であることから、通勤通学時には歩道が混雑し、歩行者や自転車通行の危険性が非常に高く、利用者の安全確保が求められている状況でございます。

また、通学路交通安全プログラムに基づく合同点検においても、危険箇所として安全対策の必要性が求められている路線となっております。

以上のことから、本事業により歩行者、自転車の安全性の確保と、災害時の輸送の支援向上や円滑な避難といった効果が期待されております。

5 ページをご覧ください。事業の進捗状況についてですが、事業期間を令和 5 年度から令和 10 年度へ延伸し、事業費につきましても 14 億 2,500 万円から 18 億 8,000 万円へ増額するように考えており、現在の進捗率は事業費ベースで 56.9%となっております。

6 ページをご覧ください。事業費増額の内訳についてですが、補償物件調査の精査と、資材・労務費高騰による移転補償費の増額が約 2 億 4,000 万円、軟弱路床を補強するための路床改良工事による増額が約 9,000 万円、戦国期の大規模な禅宗寺院跡地発見に伴う埋蔵文化財発掘調査の増額が約 1 億 3,000 万円で、合わせて約 4 億 6,000 万円の増額となります。

7 ページをご覧ください。事業期間の見直しについてですが、埋蔵文化財の発掘調査や代替地詮索等の問題があり用地交渉が難航したことにより、事業期間を令和 5 年度から令和 10 年度へ延伸するように考えております。

8 ページをご覧ください。社会経済情勢等の変化についてですが、左側の図が本市の地区ごとに 10 年間の人口の増減率を色分けしたものでございます。本路線周辺地域を旗揚げしておりますが、伸び率が大きい富の原では約 1.2 倍増えており、人口増加が著しいことが分かります。

また、右側の表は将来交通需要の変化について示しておりますが、県全体が 0.83 倍に減少するのに比べ、本市は 1.06 倍に増加しており、将来交通需要の増加が大きいことが分かります。これにより本路線の計画交通量も約 300 台増加が見込まれております。

9 ページをご覧ください。事業の投資効果につきましても、前回評価時からのマイナス要因として、事業費の増加、事業期間の延伸がありますが、プラス要因として、対象地域の将来交通量が増加したことにより、費用対効果が 1.06 から 1.08 に微増しております。

10 ページをご覧ください。対応方針としましては、本事業により住宅地として開発が

進む富の原地区において、通勤通学の歩行者や自転車の安全確保と緊急車両等のアクセス向上が図られること。また、本事業の用地取得は、面積ベースで 76%と着実に進捗しており、事業期間の延伸や事業費の増はあるものの、費用対効果が見込まれることや、本事業の必要性を考慮し、引き続き事業の継続を提案させていただきます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○友広委員長 ありがとうございます。

都市-2について皆さんからご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

○梅本委員 どんな道路を造ろうとしているのか、ちょっと分かりにくいんですけども、完成形としてはどんなイメージになるのでしょうか。

○大村市(内田) 3ページに平面図と左側に標準断面図を載せておりますが、車道6m、片側1車線ですけども、それに停車帯1.5m、植樹帯1mがありまして、歩道が2.5m、全幅員16メートルの道路を整備するように考えております。

○梅本委員 4ページで現状として歩道幅員が狭いと書かれてますが、基本的にこの歩道も車道も広くなるんですか。

○大村市(内田) はい。今、片側歩道が1.5m程度、車道に関しては2.75mの1車線ずつぐらいで、全幅員が8mぐらいの道路になりますので、全体幅員としては2倍近くの道路になります。

○梅本委員 2倍になって、片側1車線は変わらないということですね。

○大村市(内田) そうですね、片側1車線は変わりなく、歩道は両側につくようになって、幅員が1.5から2.5メートルに広がる形になります。

○梅本委員 分かりました。

○友広委員長 ほかにございませんか。

都市-2について、今、梅本委員からご質問いただいたところでございまして、現地あるいは詳細審議の候補としてはどうかと思っておるところでございます。この事業は計画によりますと本年度完成予定であったということですけども、用地交渉の問題とか埋蔵文化財の調査などによって進捗率が56.9%ぐらいにとどまっておるとのことと、事業期間が5年延長されるということもございます。この事業に限ってではないんですけども、そういう案件が多々あるわけですね、事業費が増加するとか工事期間が延長になったということもございますし、一つの事業の現地ということで都市-2を現地調査、詳細審議の候補として、最終的には後で決定したいと思いますが、私からは候補としてリストに上げたらどうかと思っておるところでございます。そのことも含めて皆さんから今の段階でご意見、ご質問があればお受けしたいと思います。

○梅本委員 現地調査は賛成ですけども、質問をもう一つ。

6ページで聖宝寺跡地が発見という写真があって、図面では赤線の上に丸がありますけれども、道路と、この跡地の関係はどうなっているのでしょうか。

○大村市(内田) この道路の路線上にこの跡地があるような形になります。5ページに平面図がありますが、5ページの薄緑のところには文化財の跡地があるところになります。

○梅本委員 そうすると、跡地の上に道路を走らせる予定ということになるのでしょうか。

○大村市（内田） そうですね。文化財の調査をされて遺跡の記録等は全て取りましたので、ここに関しては指定文化財には指定されておりませんので、全部、資料を取ってしまった後にその道路を造るという形になります。

○友広委員長 その方法をご説明ください。結局、保存した段階でということになるんでしょう。

○大村市（内田） 記録を保存という形になります。図面上で文化振興課のほうで、ここがどういう状況であったかというのを、写真を撮ったり、図面を起こしたりして、それを保存するという形になります。

○友広委員長 現場は保存しないんでしょうか。

○大村市（内田） 現場は保存はしないです。道路が通るような形になります。

○友広委員長 そういうこともございますので、一応現地調査をして詳細審議ということにしたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 では、今日のところはこれで審議を終わらせていただいて、ご迷惑をかけますけれども、正式には後で決定しますが、現地調査、詳細審議の候補ということで整理させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

#### 都市－5 土地区画整理事業 長崎駅周辺地区

○友広委員長 それでは、都市-5についてご説明をお願いいたします。

○長崎市（松尾） 「都市－5 土地区画整理事業 長崎駅周辺地区」についてご説明申し上げます。

まず、位置図を載せておりますが、長崎市の中心部の JR 長崎駅を中心とする施行面積 19.1ha で区画整理事業を施行しているものでございます。事業主体は長崎市となりまして、前回の再評価から 5 年が経つため再評価を行っていただくものでございます。

次に、審議経過でございます。こちら、平成 30 年に事業採択後 10 年を経過したことから 1 回目の審議を行っていただいているところでございます。中ほどに工期、事業費を書いておりますが、現在の新しい数字でいうと令和 10 年度末の事業となりまして、事業費が 153 億円から 173 億円ということで増額となっている状況でございます。

次に、事業目的・事業概要・これまでの経緯についてご説明いたします。

図面をおつけしておりますが、赤の点線が JR 長崎本線の連続立体交差事業、青の点線が九州新幹線西九州ルートでありまして、私たちがやっているのが緑色の線で囲まれた長崎駅を中心とする区域になります。

事業の目的としましては、国が事業主体の九州新幹線西九州ルート、あと県が事業主体の JR 長崎本線連続立体交差事業といった鉄道施設の受け皿を整備するとともに、道路や交通広場などの基盤整備と土地利用の転換・有効利用を図るものでございます。

次に、事業概要でございますが、左中ほどの括弧書きに記載どおり、施行面積が 19.1ha、要移転戸数が 12 戸、事業費が 173 億円、事業期間が平成 21 年度から令和 10 年度、事業の進捗率は、事業費ベースで 75.7%となっております。



現在までの経過でございますが、令和3年4月15日に西口広場を供用開始しております。新幹線が開業した令和4年9月23日に東口の広場が暫定開業となっております。

次に、事業の効果・必要性でございます。図面の上の写真にありますように、事業着手前の長崎駅周辺は、市街地の中心部でありながら、広大な鉄道用地が存在し、有効活用されてない状況がございました。また、高速鉄道もなく、交通広場が車やバス、タクシーなどでふくそうが生じていたという状況がございます。

このようなことから区画整理事業を施工することで、新幹線、連続立体交差事業等といった鉄道施設の受け皿を整備するとともに、道路や交通広場などの基盤整備と土地利用の有効活用を図り、国際観光都市の長崎の陸の玄関口にふさわしい拠点整備を形成しようとするものでございます。これにより交流人口の拡大に貢献できるものと考えているところでございます。

事業の進捗状況でございますが、航空写真の下側ですが、中ほどに青色で長崎駅の駅舎に色を塗っておりますが、その下側が西側になりまして、出島メッセ、ヒルトンホテルがある側になりますが、こちらにつきましては既に整備が完成している状況でございます。

図面の上は東側になりますが、現在、こちらの整備を行っているところでございます。最新の情報でいうと、JRの新駅ビルが今年秋に開業予定という形になっておりまして、現在は水色の交通広場であったり、緑色の多目的広場の整備を鋭意行っているところでございます。あと黄色で塗っているところは保留地ということで、事業費に充てるための宅地という形になります。

事業費が153億円から173億円に増額になっております。こちらはデザイン調整の結果、道路や広場の高品質空間整備を行うために施工費が増加したものでございます。

完成年度につきましては、令和5年度から令和10年度に延びておりますが、こちらはJR長崎本線連続立体交差事業や九州新幹線の建設工事の輻輳により工程調整があつて遅れたところでございます。

事業の投資効果でございます。前回、平成30年ではB/C1.2であったものが、今回1.14という形で減少しております。その要因につきましては、事業費が増加したこと及び工期が延長したことが主な要因だと考えております。

なお、下にB/Cでは計測できない効果といたしまして、土地区画整理事業における周辺地価の上昇、あと陸の玄関口にふさわしい都市拠点の形成により交流人口の増加を書かせていただいているところでございます。

最後になりますが、対応方針（原案）でございます。本事業は、何回も繰り返しのになりますが、長崎の陸の玄関口にふさわしい都市拠点を形成するものでございまして、残事業の完了により大きな効果発現が見込まれると考えております。以上から継続を考えているところでございます。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○友広委員長 ありがとうございます。

本件についても五島委員から事前に質問をいただいておりますので、事務局からお願いいたします。

○事務局（入江） 片面印刷資料の欠席委員による事前質問をご覧ください。質問内容を読み上げます。

都市-5につきまして、中央のゼネコンが入り、中央から資材を持ってきてデザイン等という法外に高いもので県外や国外産のものを使っている傾向があるのではないかと。長崎のまちづくりの観点からいって県内の業者や資材を使っほしい。わざわざそういった県外の資材を使用するデザインが本当に必要であるのか妥当性を検討してほしい。どういお金の使われ方をしているかが見えない、ということでご質問をいただいております。

○友広委員長 お問い合わせいたします。

○長崎市（松尾） 五島委員のご質問に対してご回答申し上げます。

まず、デザインの関係になりますが、長崎駅周辺の私たちが進めさせていただいている区画整理事業の区域ですが、駅前広場であったり、街路を整備させていただいているところでございます。そちらのデザインについては、長崎市が勝手に決めてやっているというわけじゃなくて、良質で調和のとれた空間となるように、景観やまちづくりの専門家、あと行政ですね、県と市、あと鉄道事業者ということで、JR、鉄道運輸機構さんが入った中で、「長崎駅舎・駅前広場等デザイン検討会議」を立ち上げておまして、そちらでデザインの統一を図ることで決めている状況でございます。

表が小さくてなかなか見えにくいんですけど、現在、私たちがやっている工事の一覧表です。全部で17件、今、工事を発注させていただいているところでありますけど、全て県内の業者、基本的には長崎市は長崎市の業者と契約を結んで工事をさせていただいている状況でございます。業者については、そういう選定を行っているところでございます。

こちらの表は、現在、私たちが広場を整備している中で使用材料の調達先を書いているところでございまして、左に資材名ということで、セメント、生コン、ベンチ、舗装、照明、木材とか、そういうものの購入先とか製造元を記載しております。購入先については長崎市内の間屋さんといいますか、資材業者から購入している状況でございます。製造につきましては、長崎市で製造しているものについては、もちろん長崎から買うようにしています。ただ、なかなか長崎でつくってないものもあるものですから、そういう時は県内であったり、物によっては県外からということで調達させていただいているところでございます。

委員のご質問については、どちらかというと無駄遣いとか、そういうご指摘をいただいているのかなと思うんですけど、私たちとしては、工事の発注だったり資材調達に当たってはコストに十分注意しているところでございますし、可能な限り、長崎市内、県内の業者ですね、あと、そういう材料を使ったいと考えているところでございます。

こちらのご質問に対する回答は以上になります。

○友広委員長 ありがとうございます。今の質問、回答も併せまして、委員の皆様方からのご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

○梅本委員 駅周辺ではいろんな開発が行われていて、今回の事業の対象が何なのかというのはまだ把握しきれてないんですが、資料で4の事業の進捗状況の図面で、どれが対象の事業なのかというのを教えていただけないでしょうか。

○長崎市（松尾） 説明が不足していて申し訳ございません。この航空写真で着色した部分の一番外側の黒の線で囲んだところが区画整理事業区域でございまして 19.1ha あります。

今回、私たちがやらせていただいているのは区画整理事業ということで、もともと土地をお持ちの方の宅地がございまして、そちらを一旦預からせていただくような形になるんですけど、皆様が土地をお持ちの分を少しずつ分けていただくような形になります。それで茶色で塗っている街路道路であったり、あとは水色で塗った駅前広場、交通広場であったり、あと緑色の多目的広場、こういう公共用地をつくらせていただきます。あと黄色で塗った保留地ということで、こちら、販売して事業費に充てる宅地になります。こういう土地を皆様から少しずつ分けていただくような事業になっております。

土地を、ただ取りしているんじゃないかということでご指摘をいただきますが、区画整理事業は、皆様から土地を少しずつ分けていただきまして、皆様としては土地が減る状況になっていくんですけど、ただ、整理をすることで、例えば不均一であったりとか、道路もない利用価値の低い土地の利用価値が上がるということで、最終的には皆様の財産が増のほうに動くということで土地を分けていただいている事業になります。

お手元の資料でいうと、こちらが駅の西側になりますが、出島メッセであったりヒルトンホテル、こちらには立体駐車場と長崎警察署があります。こちらの西側はすでに整備が終わっている状況です。現在は、駅ビルは今年の秋、開業ということで動いてまして、あと、私たちが広場整備をやらせていただいている状況になります。

事業期間としては、今、令和 10 年度までとらせていただいているんですけど、工事自体は令和 7 年度に完成させたいと思っております。区画整理事業は、後々、測量をやって皆様の土地を清算ということでお金を交付したり徴収したりということもございます。それで令和 10 年度まで事業期間をとっている状況になります。

長くなりましたけど、以上です。

○梅本委員 JR 駅ビルとか長崎駅、赤の点線で囲んでますけども、この赤の点線で囲んでいるところは JR がやっていることで、今回の事業とは違うということではないんですか。

○長崎市（松尾） こちらは新しい駅ビルの土地になるんですけど、こういうところはもともと鉄道用地で昔は線路だったりするんですけど、こちら、連続立体交差事業ということで、このあたりに改札があって、こちらに鉄道が走っていたんですけど、それを県の事業で高架にさせていただいて、そこで土地が空くものですから、その整地までは私たちがさせていただくような形になりまして、そこに JR 九州さんが駅ビルを建てるという形になります。基本的にはもともとあった土地に道路を造ったり、広場を造ったり、あと宅地整備をするというのが長崎市の仕事になります。宅地を造った後に民間事業者さんが建物を建てられてまちづくりをやっていくという仕組みになります。

○梅本委員 ありがとうございます。

○友広委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 今回、施工費が 20 億円の増加ということですけど、ここに記載されているように、舗装や縁石などの材料の変更のみで 20 億なのかということ。あと、これまで事

業費を 76%近く使用されていて 130 億円ぐらい使われていると思うんですけど、その事業費は当初の予定どおりに使用されて、さらに今回の材料の変更でプラスということなのか教えていただけますか。

○長崎市（松尾） 事業費についてのお尋ねですけど、代表的な理由ということで高品質化ということで書かせていただいているところでございます。区画整理事業を始めたのは平成 20 年でありまして、その時に詳しい設計、細かい設計までやっているわけじゃなくて、粗のベースとなる土地の割り振りとか、こういうまちづくりをしたいということで事業をスタートしてまして、その時に事業費を、その時点で分かる情報で算出をしてという形になっております。その後実際に、デザイン専門家も入っていただいた中でデザインしながらグレードアップとか仕様を決めていくという形になっております。その中で舗装が一番安いアスファルト舗装になると思うんですけども、そういうところを煉瓦を並べて長崎らしくしたいとか、コンクリートの平板ブロックで雨が降っても水が中に浸透する形、そういうことで上がったものもでございます。あと、平成 20 年度からでいうと人件費とか材料費もかなり上がっているところでございます。人件費でいうと、平成 20 年に比べると 6 割、7 割増えている状況になります。そういうことがあって全体で 20 億円ぐらい増えている形になっております。代表的な理由ということで書かせていただいているところでございます。

○中村委員 トータルで調整されたということですね。

○長崎市（松尾） そういう形になります。

○中村委員 分かりました。ありがとうございます。

○友広委員長 この面積が、全体が 19.1ha という面積だと思いますが、実際、公共用地とか道路等だと思うんですが、減歩率は何%ぐらいになりますか。

○長崎市（松尾） 減歩率は 37%です。皆様から 37%の土地を平均でいうと分けていただくという形になります。

○友広委員長 ほかにございませんか。

○大嶺副委員長 先ほどの議論で材料が変更になったという話が、長崎駅周辺エリアデザイン指針に基づいたデザインの調整を受けて煉瓦に変わったり、それが最近行われたということでしょうか。検討委員会はまだ続いているのでしょうか。

○長崎市（松尾） お答えいたします。

資料の 5 ページに長崎駅周辺エリアデザイン指針と書いております。これは平成 27 年 3 月に策定したものになります。区画整理事業自体は平成 20 年に都市計画が決定してスタートしているところですけど、そこで粗の計画を立てて、ずっと精度を上げていく中で、こういうまちづくりをしたいということで会議体を立ち上げて、その時もまず粗でこういうまちづくりをしていきたいねということで指針をつくりまして、その後、ここに記載はないんですけど、長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画というもう少し詳しい計画をつくりまして、その中で例えば広場であれば長崎らしい広場を造るために煉瓦を使ったがいいよねとか、あと県産材を使って自然を表現したり等、いろいろコンセプトに基づいて決めていったというのがここ最近でありまして、デザイン検討会議の中で調整させていた

だいております。それは今も続いてやっているとございまして、案件があれば、そこで専門家の方からアドバイスをいただいて仕様とか材料を決めているという状況になります。

以上になります。

○大嶺副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○友広委員長 ほかにございませんか。——ただいま、いろいろ具体的にお答えいただいたところでございますが、都市-5については、提案どおり、継続ということで承認したいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 それでは、都市-5については、対応方針（原案）どおり、継続とさせていただきます。ありがとうございました。

ここで10分ほど休憩を入れたいと思います。再開を25分にさせていただきます。

— 午後 2時17分 休憩 —

— 午後 2時25分 再開 —

○友広委員長 委員会を再開いたします。

### 道維-3 道路改築事業 市道相川町四杖町1号線

○友広委員長 道維-3についてご説明をお願いいたします。

○長崎市（平野） まず、1ページ目です。事業箇所でございますが、右側に示してありますとおり、長崎市の北西部に位置しており、国道202号の式見漁港付近から長崎市あぐりの丘付近をつなぐ区間となっております。

2ページ目ですが、審議経過をご説明いたします。

本路線は、平成20年度に新規事業として採択を受け、その後、事業採択後10年が経過した平成30年度に第1回の再評価の審議を受けております。今回は第1回の再評価審議から5年が経過しますので、第2回の再評価の審議をお願いするものです。後ほど詳しく説明いたしますが、計画ルート、事業費、期間などの計画見直しに伴いまして、工期は令和7年度まで、事業費は29億6,000万円、費用対効果は1.03、延長は2,720mと、それぞれ前回の審議内容から見直しを行っております。

3ページ目です。事業の目的でございますが、本路線は、交通の利便性や地区の活性化を図るとともに、市西部地区の補助幹線道路として整備するものです。これまで施工中の区間において地すべりが発生したため計画を見直しており、延長は2,720mとなっております。

ここで別ファイルであります。計画の見直しについてご説明させていただきます。図面は前に映し出しております。

この図面は、相川町四杖町1号線の整備計画図でございます。相川町四杖町1号線は、図面左にあります国道202号の式見漁港付近を起点に、図面右下のあぐりの丘付近を終点

とする延長 2,500m で当初計画された路線でございます。

平成 9 年度に用地買収に着手し、平成 20 年度から工事に着手しております。平成 26 年度にはNo.0 地点、国道側ですけれども、それからNo.26 までの A 区間、延長 520m について供用を開始しているところでございます。その後、順次、青色の区間を施工していったところ、施工済み箇所のピンクのハッチをかけているところでございますが、平成 30 年と令和 2 年に地すべりが相次いで発生したため工事を中断し、地すべりの観測、調査や対策工事の設計・施工を令和 2 年度から令和 5 年度にかけて実施しているところでございます。

そこで、今回、再評価の審議をお願いする内容といたしまして、事業路線の見直しについてでございます。図面中央付近にNo.44 とありますが、そこから終点No.125 までの区間において、緑色と黄色の実線で示しております現計画路線ですが、その整備を一旦休止しまして、No.44 付近から赤色実線で示しておりますように、既存市道で接続し、そこから終点までの区間、オレンジ色の破線で示しております現道の部分の改良を行うようにしようとするものでございます。

見直しの理由といたしましては、先ほど説明いたしましたように、平成 30 年及び令和 2 年の豪雨により、施工済み箇所の法面崩壊が発生し、その範囲、規模や誘引等を把握するため、調査観測等を実施していたところ、地すべりであることが確認され、切土掘削が要因の一つということが判明しました。

また、No.49 以降の緑色、また黄色の実線で示す未着手区間におきましても、地質調査や地形判読の結果などから、今回発生した地すべり箇所と同様の地質であることが分かっており、切土掘削を行うと同様の地すべりが発生することが想定されるため、その対策に事業費の増額と期間の延長が必要になってくるということ。

また、No.44 付近から赤色実線で示しています既存市道へ接続することにより、一部、住宅密集地の狭隘な市道を避けることができ、併せて現道部分の部分改良を実施することで、あぐりの丘や滑石方面へのアクセス性が高まり、一定の事業効果が見込めることから、本案について地元連合自治会に説明しましたところ、計画を見直すことで現計画より早期の供用開始が見込めるということで了承を得ているところでございます。

以上が見直しの理由になります。

続きまして、資料の 4 ページですが、事業の効果・必要性についてでございますが、四杖町地区は狭隘な道路で構成されており、線形も悪く、円滑な通行が確保されていない。また、災害発生時の緊急車両を含む自動車の通行が困難であるとともに、国道 202 号から長崎市あぐりの丘付近の園田町牧野町線へ連絡し、アクセス性を向上させ、交通の利便性、地区の活性化を図るものでございます。

次のページで事業の進捗状況についてですが、先ほど説明しましたが、計画路線を見直しており、それに伴い用地取得率は前回 96.3% でありましたが、計画変更により追加買収が増えたため 93% となっております。また、事業進捗率につきましても、事業費を見直したことから 64.9% から 87.6% となっております。

次のページです。事業期間の見直しについてですが、一部用地において相続人が多数い

ることから交渉が難航しており、用地買収に時間を要していることに加え、先ほど申し上げましたとおり、平成30年度及び令和2年度に施工中の区間において地すべりが相次いで発生し、その調査設計及び対策工事を令和2年度から5年度にかけて行っておりますことから、事業期間を令和5年度から令和7年度に見直しを行っております。

7ページでございますが、社会経済情勢の変化についてでございますが、前回の再評価審議を受けた平成30年度以降、本路線の周辺施設としてグランピング施設等を有するリゾートホテルがオープンしていることや、全天候型の屋内遊戯施設が令和4年度に開館しており、前回の再評価時と比べ人の流れが多くなっている状況でございます。

8ページです。地元の意向についてでございますが、長崎市が開催している市民と市長の地域みらい懇談会において、式見地区の要望として、路線を変更してでも本路線の早期完成を強く要望されており、また、本路線周辺の連合自治会定例会においても、同様に早期完成を要望されている状況でございます。

9ページですが、事業の投資効果についてですが、地すべりの影響に伴う事業計画の変更や地すべり対策工事の追加、用地解決の遅延による工期の延長、一部区間の設計速度低下等によりB/Cは減少しておりますが、残事業では高い数値を出しております。また、現行の状況では災害発生時の緊急車両の通行が困難であります。整備されることで緊急時のアクセス向上が図れるなど、費用対効果では計測できない効果もあるものと考えております。

最後になりますが、対応方針であります。先ほど、事業の効果・必要性のところの説明しましたが、アクセス性の向上を図ることで交通の利便性が向上し、地区の活性化に寄与すること。現道の幅員が車両の離合ができないほど狭隘な道路であり、地元からも早期完成を要望されていることから、優先すべき事業と位置づけております。

当初の線形から一部変更を行っていることでありますが、対応方針は見直し継続をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○友広委員長** ありがとうございます。今、詳しく見直しの理由として地すべりが憂慮されるということからルート等の見直しによるものだという事と、それに伴う対応についてのご説明を詳しくいただいたところでございます。

このことについて皆様からご意見、ご質問をお受けしたいと思っております。

**○大嶺副委員長** 地すべりの対策費用は増えていると思うんですけど、事業費の見直しというのがルートの変更のことなのか、それで事業費が減っているのかどうか教えてください。

**○長崎市（平野）** ご質問にお答えします。

この費用には地すべり対策費は含まれておりません。29.6億円は、あくまでもルートを変更してこの金額になったということでございます。

**○大嶺副委員長** 地すべりの費用はどこが負担することになりますか。

**○長崎市（平野）** 現在行っております地すべり対策工事は、まだ供用は開始してませんので単独費で対応しているところです。

○大嶺副委員長 別予算ですか。

○長崎市（平野） 別予算です。

○大嶺副委員長 それと、赤で示したのが新しいルートだと思うんですけど、道幅としては細くなるということですか。

○長崎市（平野） 細い赤のところ、現道の市道のところですが、ここは現状としては狭いところで 2.5m、広いところでも 4m程度の狭い道路になります。そのところを一部改良しながら通行の安全性を確保していきたいと考えております。

○大嶺副委員長 分かりました。

○梅本委員 事業の効果・必要性で、あぐりの丘付近へのアクセスの向上などと書かれているのでちょっと伺いますけれども、あぐりの丘について、あぐりドームとか新しいものができたということですが、私、それができた後は知らないですけど、ちょっと前に行った時は一時期に比べて大分寂しくなって、敷地内もあまり開いているところがないし、一時期に比べたら非常に寂しくなったなという思いを持ってたんですけども、どうなんでしょうか、あぐりの丘の入場者数というのは増えてきているような感じなんでしょうか。

○長崎市（平野） ご質問にお答えします。

今言われましたように、当初できた時の設備というのも大分変わって、いろいろなものがなくなったりして、一時期より大分お客も少ないと、寂しい状況になっていたということですが、一昨年ですか、指定管理者に管理を代えまして、今回、全天候型のドームを造ったと、それが昨年の 10 月末にオープンしております。そこで約半年間に 5 万人の来訪客が来られたということで、想定以上の数字が出ているということをお聞きしています。

○梅本委員 分かりました。ありがとうございます。

もう 1 点、用地交渉で難航していて相続人多数というふうに書かれてますけれども、どのくらいの人数の相続人の方がいらっしゃって、もう誰が相続人かというのは確定しているのかについて教えてください。

○長崎市（平野） ご質問にお答えします。

今、約 20 名ほどの相続人がいらっしゃいます。その中に家系図といいますか、所有者は全て判明しております。今交渉させていただいているのが、その中で代表者という方が立てられておまして、そちらと交渉しているんですけども、なかなかうまくいってないところがあるという状況です。

○梅本委員 分かりました。ありがとうございます。

○友広委員長 ほかにございませんか。——ほかにないようでございますが、道維-3につきましては、対応方針（原案）どおり、見直し継続とすることによりよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 では、道維-3につきましては、対応方針（原案）どおり、見直し継続とさせていただきます。ありがとうございました。



## 港湾－２ 川棚港港湾緑地整備事業

○友広委員長 では、港湾－２についてご説明をお願いいたします。

○県北振興局（富永） これから、「港湾－２ 川棚港港湾緑地整備事業」の説明をさせていただきます。

場所は、長崎県の中央部、大村湾北部に位置しております。再評価の理由は、事業採択後 10 年経過によるものです。

続きまして、審議の経過についてご説明いたします。

当初、平成 26 年度に事業に着手しておりますが、その際の事業費は 3.9 億円で、平成 30 年度完成予定としておりました。しかし、平成 30 年度に事業費を見直したところ、8.2 億円に増額が必要となったため、完成年度を令和 7 年度とし、土木部内報告をいたしました。そして、今回、事業採択後 10 年が経過したため、改めて事業費の見直し及び事業期間の延長による再評価の審議をさせていただくものです。この理由につきましては、次のスライド以降で説明させていただきます。

まず、この事業の目的は、当港周辺の労働者や住民、町外からも多くの人々が訪れ、交流促進が図られるとともに、防災拠点として利用される緑地を整備することとしております。

事業概要としましては、緑地 5ha を整備します。

事業の経過につきまして、平成 26 年度から測量に着手し、その後、調査設計を実施、平成 30 年度から工事に着手しております。今年度は事業採択後 10 年となっております。

続きまして、事業の効果・必要性についてご説明いたします。

スライドのとおり、川棚港背後地には多数の工場や住宅地があります。当港周辺の労働者や住民の憩いの場を確保し、地域環境の改善、心身の健康状態の増進によって生活の質の向上を目的としております。また、川棚町は玄海原発で災害が発生した際に避難対象地から 6,200 人の避難受入れ場所に設定されております。当該緑地も平成 26 年度に川棚町地域防災計画により避難収容予定地に指定されており、3,300 人の受入れを想定しております。そのため、大規模災害時の避難拠点として緑地の整備を行い、都市の防災性を向上させ、安全・安心を確保する効果を目的としております。

続きまして、事業費の見直しについてご説明いたします。

画面に示しておりますとおり、防災用照明と防災用設備を追加しています。これは平成 26 年度に当該緑地が避難収容予定地に指定されたことから、これに対応するために追加したものです。内訳としまして、防災用照明で 1.3 億円、防災用設備で 1.1 億円の増額となっています。また、そのほかに資材価格の高騰や労務価格の上昇、消費税の増額等により 2.3 億円が増額となり、合計 4.7 億円の増額となりました。

続きまして、事業期間の見直しについてご説明いたします。

新規評価時点では、事業期間を平成 30 年度までとしていましたが、5 年経過した時点での土木部内報告では令和 7 年度までに見直しました。その後の見直しはありません。

見直した理由としましては、平成 26 年度に当該緑地が避難収容予定地に指定されたことから、防災機能の追加が必要となり、再度、川棚町及び国との協議を進めつつ、調査設計

を実施したことから、その協議等に時間を要したこと。また、工事についても防災用設備等の追加が生じたことから、それに応じ、適正に施工期間を確保するため、事業期間を延長しております。これにより事業期間を令和7年度完了に見直しをさせていただきたいと考えております。

続きまして、事業の投資効果についてご説明いたします。

前回評価時は、画面の左上にあるとおり、B/Cは2.64でした。今回、事業費の増額によりB/Cは1.16となっております。なお、このほかにB/Cで測定できない効果としまして防災拠点としての役割がございます。

最後に、対応方針の原案についてご説明いたします。

当緑地は、川棚港周辺の労働者や住民、町外からも多くの人々が訪れ、交流促進を図れるような多目的な広場の確保かつ大規模災害が発生した際の避難場所を確保するために重要な事業であります。事業進捗率は約57%となっております。川棚町より交流人口増加のため事業促進の要望がっております。事業期間の延長、事業費の増はあるものの、費用対効果が見込まれます。

以上により、対応方針（原案）は継続とさせていただきたいと思っております。

ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○友広委員長 ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問をお受けしたいと思っております。

○狩野委員 緑地整備という形で書いてますけども、実際にはここに書いているようなグラウンド的なものを造るということでしょうか。

○県北振興局（富永） グラウンドです。基本的には何もないんですけど、周りには駐車場や緑地関係、あと、あずまや、そういう施設があります。

○狩野委員 中身はああいう形でサッカーとか陸上ができるような形になっているということですか。

○県北振興局（富永） そうですね。

○大嶺副委員長 この緑地についてですけど、当初の予算で4.9億円というのは、埋立地を新しく造ると…

○県北振興局（富永） 違います。グラウンドもあるんですが、基本的には防災機能を追加したことにより増えたものです。

○大嶺副委員長 その増額のことじゃなくて、当初の4.9億円…

○県北振興局（富永） グラウンドの整備費用とか駐車場等です。

○大嶺副委員長 じゃ、もともとは何だったんですか。

○県北振興局（富永） もともとのこの土地につきましては、公共残土を受け入れるために護岸をまず造りまして、それを埋め立てた土地になります。

○大嶺副委員長 埋め立て費用として建設費用が…

○県北振興局（富永） それは含まれておりません。

○大嶺副委員長 じゃ、まだ使っていない土地があったので、それを整備するためにお金を計上したということでしょうか。

○**県北振興局（富永）** 建設残土を入れた時には、そこを緑地にしようという計画はもともと設定してありました。

○**大嶺副委員長** それで有効利用を図るということですね。分かりました。

○**梅本委員** このグラウンドは、日常はどんなふうな利用を予定されているのでしょうか。

○**県北振興局（富永）** 背後に工場関係とか住宅等があるので、そこあたりの方に来てもらったりとか、イベント等の開催、あと地元の学校のグラウンドとして利用する、そういうことを考えております。

○**梅本委員** 周辺の方は自由に使っていいということですか。

○**県北振興局（富永）** そうですね。

○**梅本委員** 分かりました。

○**友広委員長** ほかにご質問はございませんか。よろしいですか。——特にご意見もないようでございますので、お諮りをいたしたいと思えます。

今ご説明をいただいたことについて、対応方針（原案）としては継続ということでのご提案があったわけでございますけれども、提案のとおり、継続ということで認めることでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**友広委員長** では、港湾-2については、対応方針（原案）のとおり、継続ということに決定させていただきます。どうもありがとうございました。

#### 河川-9 日宇川総合流域防災事業

○**友広委員長** 続きまして、皆さん、少々お疲れのようですが、ひとつよろしく願いいたします。河川-9に入りたいと思えます。説明をお願いいたします。

○**県北振興局（戸村）** 「河川-9 日宇川総合流域防災事業」についてご説明いたします。

事業主体は長崎県、事業箇所は佐世保市になります。前回再評価後5年を経過したことで、事業費と完了工期の見直しを行いましたので、本委員会に諮るものであります。

本事業の再評価は、これまで5回、審議を受けておまして、今回、第6回目の審議となります。本事業は、前回の審議では、昭和43年に着工して完了は平成35年、年号を改めまして令和5年完了ということになっておりました。事業費は25億円、B/Cは4.02としておりましたが、今回検討した結果、工期を10年延長し、令和15年の完成、事業費を20億円増額して45億円としております。B/Cは今回3.17となっております。

本事業は、昭和42年7月の水害時に日宇川周辺が甚大な洪水被害を受けたことを契機としまして、昭和43年度より事業に着手しております。工事概要は、河口から約2kmの区間でごさしまして、工事内容としましては、河床掘削、築堤、護岸などの河川改修を行っているものです。特に、河川の断面が狭くなっていた黒で塗っております上流側、白岳大橋から松川橋までの河川改修、拡幅工事を先行して実施して、この区間については完了しております。今後、緑色で着色している区間の工事を進めていく予定でございます。

右側の写真は、昭和42年7月洪水時の写真です。この水害で日宇川周辺で約2,000棟の家屋の浸水被害が発生しております。

また、左側の図の緑色の部分は、現在の日宇川の浸水想定区域になります。ここには住宅や工場、商業施設が密集しておりまして、甚大な被害を生じる危険性がある状況となっております。

続きまして、河川改修事業の進捗状況ですけれども、上流域の新地橋から松川橋までの約 700mにつきまして黒で塗っておりまして、河道拡幅、護岸整備が完了しております。現在は河口部から新地橋の築堤、護岸整備、河床掘削が残っている状況でございます。

次に、今回示してます約 20 億円の事業費の増額の理由ですが、まず、護岸の施工に際しまして、河口付近は潮水が入ってまいります感潮区間になっておりまして、締切矢板を用いた施工が必要となります。その費用に約 8 億円を要すること。あと、河口付近の地質調査の結果によりまして軟弱地盤となっております、その対策が必要となりまして、その地盤改良に約 4.6 億円を要することと、河口部の河床掘削において水分を多く含む残土を固化して処分場へ、陸上で運搬するという必要費用として約 3.4 億円を要すること。昨今の人件費及び材料費の上昇に係る費用として約 4 億円の増額を見込んでいます。これらを合わせて約 20 億円の増額を見込んでおります。

次に、事業区間についてのご説明をいたします。

護岸工事につきましては、仮締切矢板の施工、軟弱地盤対策に費用を要しております。それに工期も要します。現在の工期よりも、さらに 5 年の期間を見込んでおります。

また、当初、護岸と河床掘削を並行して施工する予定でしたけれども、護岸工事に仮締切が必要となったことから、同時期に施工していくことが困難となったため、河床掘削の着手が護岸工事の完了後となって令和 11 年の着手となります。

さらに、河床掘削には先ほど申しました運搬するための固化とか運搬方法などの変更によりまして、さらに 5 年間を要することから、完了工期を 10 年延長して令和 15 年度の完成を見込んでおります。

関連計画の位置づけとしましては、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ 2025」に位置づけております。災害に強く命を守る強靱な地域づくりを目指して事業を進めているところでございます。

社会経済情勢等の変化としましては、先ほど説明しましたとおり、想定氾濫区域内では、現在も住宅や工場、商業施設の立地が進み都市化が進行していることから、地域住民より早期の完成が見込まれております。

地元の意向としましては、佐世保市、地元の住民より整備促進の要望が出されております。

コスト縮減とか代替案の可能性についてですが、工事で発生した土砂を自工事とか他工事で活用することによってコスト縮減を図ってまいります。

代替案につきましては、数ケースの代替案から最適な計画で工事を進めており、現時点での代替案の可能性はないと判断しております。

本事業の費用対効果につきましては、前回評価時点では 4.02 でありましたが、今回の総事業費の増額、工期の延長を考慮し、再度、評価を行いましたところ、3.17 となりました。事業費の投資効果は十分あることを確認しております。

対応方針ですが、本事業につきましては、事業費の増額、事業期間の延長を見込んでも費用対効果が十分にあり、今後も洪水による被害軽減を図る必要があることから、対応方針（原案）としましては、事業は継続としております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○友広委員長 ありがとうございます。河川-9についてご説明をいただいたところでございます。

このことについて委員の皆様のご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

○大嶺副委員長 河床掘削の浚渫のことで教えてほしいんですけど、浚渫土砂がどれぐらいの量なのか。それと、ドライ処理というのは天日干しみたいなものなのか、何か機械を使ってとか、どういう方法なのか教えていただけないでしょうか。

○県北振興局（戸村） まず、工法につきましては、現在ある箇所土砂を揚げるわけですが、水分が非常に高く、揚げてそのままダンプに積んで運ぶことは不可能ということで、一旦陸に揚げて固化材を混ぜて固化した後にダンプに積んで陸上輸送しております。

○大嶺副委員長 セメント化みたいな…

○県北振興局（戸村） 石灰です。

○大嶺副委員長 それで最終的には処分場に持っていくと。

○県北振興局（戸村） そうです。

○大嶺副委員長 ということは、石灰処理の費用と処分場の受入れ費用が3.5億円ということですか。

○県北振興局（戸村） はい。

○大嶺副委員長 ボリュームは、今、手元にはないと。

○県北振興局（戸村） 手元にはちょっと。

○大嶺副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○友広委員長 ほかにございませぬか。

○中村委員 昭和42年の被災の写真があると思うんですけど、この写真は松川橋よりも上流のほうだと思いますが、ここより上流側は対策は必要じゃないのか、もしくは既にされているのか。

○県北振興局（戸村） 42年の大水害を受けて、緊急災害助成事業というのがございまして、短期間で被害を受けた部分については完了しております、上流側は。日宇川には支川がいっぱいありますが、そういうところは災害復旧で対応しております。

○中村委員 あと、今回の事業で河口側をしっかりとされることで上流側からの受け皿が広がって少し負担が減ったりとか、そういうことは。

○県北振興局（戸村） スムーズに洪水が流れていきます。

○中村委員 ありがとうございます。

○河川課（有田） 事業費の説明のところ資料とちょっと違う金額になっておりました。トータルが20億円というのは変わらないんですけど、詳細に見直した結果、資料に書いている金額が正しいですので、理由は変わりませんが、矢板や資材費の高騰などを詳細に

整理した結果が資料の金額となっていますので、資料の数字が正しいです。なお、それぞれの変更理由は変わっていません。説明が誤って申し訳ございませんでした。

○友広委員長 お分かりですかね。資料の数字が正しい数字だということでございます。ほかにございませんか。

○大嶺副委員長 今いろいろ説明いただいたんですけど、この事業は、事業費が当初 25 億円から 45 億円と大幅に増加している。また、事業期間も令和 5 年完成予定を令和 15 年までということで 10 年間延長となっています。増額理由については、軟弱地盤対策や河床掘削工法の変更及び労務費用単価等の上昇に伴う増額など、理由を説明していただきました。しかし、軟弱地盤対策や河川掘削工法の変更をした部分についても、周辺の状況など、この資料だけでは十分分かりにくいので、どのような施工を行うのか、現地で詳しく説明をしていただきたいと思います。

また、今年度完了予定だったものが進捗率 52%ということで、この点についても詳細審議において妥当性を議論してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○友広委員長 今の大嶺副委員長のご発言、現地あるいは詳細審議をしたかどうかということですが、委員の皆様いかがでしょうか。

最終的には確認をいたしたいと思いますが、河川-9 については、今、大嶺副委員長が申されましたように、詳細審議、現地調査ということの候補としてここでは扱っていただいて、現場案内等でいろいろご迷惑をおかけすると思いますが、その予定で、今後正式に決定したいと思いますので、ご理解いただければと思います。

したがって、河川-9 については、今日ここでの審議はとどめておいて、現地調査、詳細審議ということの案件として正式に決定させていただくということでご了承いただければと思います。どうもありがとうございました。

#### 砂防-4 大規模特定砂防等事業 下長瀬川砂防施設

○友広委員長 それでは、砂防-4 についてご説明をお願いいたします。

○県央振興局(岩永) それでは、「砂防-4 下長瀬地区大規模特定砂防等事業」について説明いたします。

事業主体としては長崎県になります。今回、再評価を受ける理由は、事業採択後 5 年未着手による再評価となっております。事業箇所は、大村市から鹿島市に抜ける国道 444 号線沿いにある田下町、萱瀬中学校の近くでございます。

2 ページをお願いいたします。審議経過ですが、当初、工期が平成 31 年度から令和 8 年度まで、全体事業費 4 億円で事業に着手しておりましたが、事業開始直後から地元調整が難航しておりまして、昨年度までに一定の方向性が見えたことから、今回、見直しを実施しましたところ、工期を 2 年延長し令和 10 年度、事業費を 1.7 億円追加し、5.7 億円ということで、費用対効果は 5.41 から 3.0 に変更を行うことになっております。

続いて 3 ページをご覧ください。目的・事業概要・これまでの経緯ですが、本事業箇所は、琴平岳の東側の山麓部になります。平成 28 年 3 月 29 日に土砂災害特別警戒区域、それと土砂災害警戒区域に指定しておりまして、保全対象を土砂災害から保全するため砂

防堰堤と溪流保全工を整備するものになっております。令和元年度に事業に着手し、今年度より用地取得のため用地交渉を進めていくことになっております。

4 ページをご覧ください。事業の効果・必要性についてですが、図面の左側に流域内の荒廃状況等の写真を添付しております。写真の下の中ほどの堰堤工位置ですが、谷状地形で大きな石が点在している状況を確認いただけるかと思えます。これらの土石、あと流木と併せて土砂が流出することによって土石流災害が発生するおそれが高い状況になっております。

図面の右側ですが、保全対象施設の状況を示しております。オレンジ色で示している部分が保全人家になっておりまして、赤色が老人ホームとなっております。桃色の部分は国道を示しておりまして、補助事業の採択要件施設としては、現在、長崎県の防災計画の緊急輸送路に指定されております国道 444 号がございます。当該箇所には多くの保全人家や国道が点在することから、砂防施設を整備し、土砂災害を未然に防止することで民生の安定を図ることを目的としております。

続いて、5 ページをご覧ください。事業費の見直しについてですが、主に 2 点ございまして、事業費の増が見込まれております。1 つ目が、地元調整の結果により、砂防堰堤の位置を変更したことに伴い工事費が増工となっております。2 つ目が、物価上昇等によって労務費、資材のコストが増加しておりまして、合わせて約 1.7 億円の増加となっております。

続いて 6 ページをご覧ください。事業期間の見直しについてですが、事業期間は、令和 8 年度から令和 10 年度に延期することとしております。理由としましては、測量調査設計の際に本堰堤ですね、砂防堰堤の近隣の地権者との交渉が難航し、地元説明会后、その地権者から個別交渉を要求され調整したものの、コロナにより開催に時間を要してしましまして、地元代表者も含め難航した地権者との交渉の結果、昨年度までに砂防堰堤の位置を見直すことで一定の方向性が決まり、事業実施のめどが立ったものになっております。

続いて 7 ページをご覧ください。社会情勢等の変化についてですけれども、保全対象人家が、当初 18 戸から 21 戸ということで 3 戸増加しております。これ以外は特に開発計画もなく、人口の変動も少ない状況になっております。

続いて 8 ページをご覧ください。事業の投資効果についてですが、マニュアルの改定により便益の減少と事業費の増加により費用が増えておりまして、前回評価時の B/C5.41 が 3.0 となっております。

続いて 9 ページですが、今後の対応方針としましては事業継続と考えておりまして、地元調整は難航したものの、保全対象の重要性ですね、災害時の地域経済への影響を考慮した上、さらに多くの地権者は早期の事業完成を要望されておりまして、全体 6 事業費の増額や工期の延長はあるものの、費用対効果は十分見込まれておりますので、対応方針としましては、事業継続と考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○友広委員長 ありがとうございます。砂防-4 について担当課からご説明をいただいたところですが、このことについてご意見をお伺いしたいと思えます。

○梅本委員 事業名称が下長瀬川砂防施設とされていますが、この下長瀬川というのは、資料3の事業の効果・必要性に写真が掲載されております荒廃した溪流をいうのでしょうか。

○県央振興局（岩永） 今ご覧いただいているものですが、今回、砂防堰堤を計画している位置付近の荒廃状況になっておりまして、こちらからの土石流を抑制することになっております。

○梅本委員 この溪流のことを下長瀬川というのでしょうか。

○県央振興局（岩永） そうです。下長瀬川です。

○梅本委員 下長瀬川は水は流れてない状態なのでしょうか、現状は。

○県央振興局（岩永） 溪流ですので多少流れてはいます。

○梅本委員 下長瀬川は、下流はどこにつながってるのでしょうか。

○県央振興局（岩永） これは郡川といって2級河川ですね、こちらも県管理河川になりまして、こちらにつながっております。

○梅本委員 それで、保全対象の地域と事業箇所との位置関係がちょっとよく分からないんですが、事業箇所と保全対象地域がどのようにつながっているのかをご説明いただけますでしょうか。

○県央振興局（岩永） 7ページをご覧いただいてよろしいでしょうか。非常に見にくくて申し訳ないですけど、黄色で囲って、今、赤で示しておりますが、こちらが土石流が流れ下ると想定される範囲となっております、その中にオレンジ、あと赤の老人ホーム、あと国道444が保全対象の範囲となっております。図面の下のほうが砂防堰堤の位置となっております。

○梅本委員 図面の下のほうに下長瀬川が延びているんですか。

○県央振興局（岩永） そうですね。

○梅本委員 それで、用地進捗率がゼロ%となっておりますが、今後、どの箇所の用地の取得を必要として何人ぐらいの地権者と交渉が必要なのでしょうか。

○県央振興局（岩永） 約20名ほどでございます。

○梅本委員 現状はまだ見込みが立ってない状況でしょうか。

○県央振興局（岩永） 大方の地権者の方の同意、住民の方の同意、賛同は得られておりまして、今年度から用地交渉、用地取得に入っております。

○梅本委員 今年度から交渉に入ることでしょうか。

○県央振興局（岩永） 交渉と用地取得、買収にも入っていかうと考えております。

○梅本委員 じゃ、買収できるということは、まだはっきりはしてないということですか。

○県央振興局（岩永） そうですね。これから契約する形になります。

○梅本委員 延長期間が2年とされていますが、2年内をめどに交渉が完了するというふうにお考えですか。

○県央振興局（岩永） 今、2年ほどを見込んでいう状況です。

○梅本委員 事業費についてですが、当初の事業費4億円の中には、測量調査の費用だったり用地費等も含まれていると思いますが、そのうち本工事の費用というのは幾らだった



んでしょうか。

○砂防課(菅崎) 資料確認中なので先ほどの説明に補足させていただきたいと思います。

砂防事業の場合、用地買収をする前に砂防指定をかけないといけないとなっております、そこで区域の範囲を決めて砂防指定をかけた後に用地買収に初めて着手できる形になっております。

今回の場合は、堰堤の位置をずらしたりということがありましたので、指定の範囲自体も変わる可能性が高いということで、ある程度、買収ができる範囲が決まりまして、地権者のご了解が得られる範囲が分かった時点で指定をかけたいということで用地買収が未着手ということがございます。

昨年度、地元の説明会が終わりまして、地元の皆様も、こういう形で問題ないということでお話をいただいているので、用地買収はできると見込みを立てておりますので、設計が終わりまして指定に必要な土地が確定しましたら、今年度中に砂防指定をかけまして速やかに用地買収を行いたいと考えております。昨年度の説明会でご了解いただいておりますので、買収に応じていただけたらと思っております。

○梅本委員 分かりました。

○県央振興局(岩永) 本工事のほうですが、砂防堰堤、あと溪流保全工ですね、砂防から下流に施設を造りますけれども、約3億5,000万ほどを予定しております。

○梅本委員 もともとの本工事が3億5,000万円ほどだったんですね。

○県央振興局(岩永) はい、もともとですね。

○梅本委員 それに今回、労務単価の上昇で1.1億円がプラスされたということですね。

○県央振興局(岩永) 大きいのは資材ですね。資材がかなり大きくなっております。

○梅本委員 それで、先ほど保全対象区域ですかね、土砂災害警戒区域、そして土砂災害特別警戒区域の指定がされているということでしたね。この指定と工事の関係ですが、今回の事業が完成したら危険が少なくなって指定が外れるとか、そういう指定とは関係あるんでしょうか。

○県央振興局(岩永) 我々がいうレッドゾーンというのがございますけれども、特別警戒のほうは施設ができることによって消える形になります。ただ、警戒区域に関しては、通常イエローゾーンといいますけれども、こちらは地形が変わらない状況ですので、イエローのゾーンはそのまま残る形となります。

○梅本委員 分かりました。

それで、大村市のハザードマップを見せてもらって、保全対象区域というのが郡川沿いを走る国道444号線の両サイドに位置しているように見えたんですけども、大村市の洪水・土砂災害ハザードマップを見ますと、この保全区域の例えば郡川の対岸であったり周辺にも同じような特別警戒区域、警戒区域があるようですけれども、そこら辺の周辺の同様の工事というのは行われているのか、あるいは行われていないのであれば、その優先度とか工事の選択というのは、どのように行われているんでしょうか。

○県央振興局(岩永) 昭和52年以前にも砂防関係の工事をこの流域で結構やっております。現在は地元要望等がこちらの下長瀬のほうから出ておりまして、今回事業に着手し

ておりますが、要望は現在上がっておりませんので、今のところは下長瀬だけです。

**○砂防課（菅崎）** 県の砂防事業全体としての状況をご説明させていただきます。

現状としては、保全対象人家が50戸以上とか、国道や県道、それに加えて優先度ということで考える時に、先ほど下長瀬川で説明した緊急輸送道路というのも重要な施設と考えていますので、今回、国道が緊急輸送道路となっているということもありますので、できればこういったところを早く整備していきたいということで、新規を立ち上げる時には緊急輸送道路を早くやっつけていこうということで確認をするようにしています。ただ、どうしても、用地への地元の協力が得られるところを地元と話し合ってもらって、できるだけそういったところを早く整備していきたいと思っております、今回の下長瀬川もご協力いただける場所ということで、地元の要望があったので始めさせていただいた箇所です。

**○梅本委員** 周辺にもっと大きな警戒区域が、萱瀬出張所の周辺、ハザードマップではもっと大きな警戒区域と特別警戒区域があつて、優先度とか、単に地元の要望だけで決めたりするのかなと思つて伺つたんですけれども、基本的には地元の要望があつたかどうかということですか。

**○砂防課（菅崎）** 申しあげましたように、重要性というところで緊急輸送道路が警戒区域になるようなところは優先度が高いということでやるんですけれども、ただ、どうしても事業にご協力いただかないといけないので、地元の事業の理解、ご要望と併せてですけれども、理解が高い地域のところを早く進めていくということで事業箇所を選ばせていただいている状態になっております。

**○梅本委員** 分かりました。

**○県央振興局（山川）** 補足というわけではないんですが、令和2年の大雨の時に郡川支川の南川内川は洪水が起こりまして被災が多かつたんですけど、山からの土石流というのも比較的多くて、ここが郡川の左岸側ですね、上流から下流側を見て下長瀬川が左岸側になるんですけど、左岸側の沢からの水というのも大きく起きてまして、ほかの近隣の沢でも小規模な災害が起きているような状況で、下長瀬川の隣の溪流とかも今後計画していくべきじゃないかということで、地元とはちょっと話をしたりしてるんですが、実際、この下長瀬川の反対されている地権者さんが大きく土地を持っておられまして、複数同時に交渉に当たりますと、またちょっといろいろと交渉が難航するおそれもありますので、まずは一つ一つ解決していこうということで、まずはこの下長瀬川について工事を完成させた後に、整備するところというふうな効果があるんですよということで周りの地権者さんにもご納得していただいた上で、また次の溪流に計画を進めていこうというふうに考えております。

**○梅本委員** 分かりました。ありがとうございます。

**○友広委員長** ありがとうございます。ほかにございせんか。——それでは、対応方針については、4つほどの利用を挙げていただいて継続ということでのご提案をいただいたわけですが、提案どおり、対応方針については継続ということで決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 それでは、砂防-4については、対応方針（原案）どおり、継続ということで決定させていただきます。どうもありがとうございました。

#### 砂防-8 急傾斜地崩壊対策事業 戸楽（2）地区

○友広委員長 それでは、個別審議案件 11 件の最後、砂防-8 についてお願いをいたします。

○五島振興局（溝口） 「砂防-8 急傾斜地崩壊対策事業 戸楽（2）地区」の再評価についてご説明いたします。

戸楽（2）地区は、五島市東部の松山町に位置する最大崖高さ約 16mの急傾斜地となっております。今年度は事業採択後 10 年となることから再評価の対象となっております。

2 ページをお願いいたします。審議経過についてですが、本事業は、平成 26 年度に新規事業として着手しておりまして、今年度は第 1 回審議としまして事業採択後 10 年間を経過したことから評価を行うものでございます。今後、工期を令和 10 年度まで延長、工法変更に伴い事業費が 1.7 億円増額すると考えております。費用対効果は 2.92 から 2.81 へ変わることとなります。

3 ページをお願いします。目的・事業概要・これまでの経緯について説明いたします。

事業目的は、図面の中で赤で囲っている範囲を保全対象として、人家 10 戸及び市道を含む崖高さ約 16m、勾配 35 度の急傾斜地の自然災害等から人命を保護するため、急傾斜地崩壊対策工事を実施し、民生の安全を図ることを目的としております。

事業進捗率としては、事業費ベースで 36.7%、用地取得の進捗率は 100%となっております。

4 ページをお願いします。事業の効果・必要性について説明いたします。

当該地区は斜面と人家が密接な関係にありまして、過去に幾度か、No.30 付近の写真にもあるように、落石の状況が確認されております。そのほか斜面上にはNo.50 の写真のような転石、No.60 の写真のような巨木が存在しております。土砂災害が発生した際、家屋に被害があってもおかしくない状況にあります。これらによる被害を未然に防ぐため対策が必要な状況でございます。

続きまして 5 ページです。事業費の見直しについて説明いたします。

事業は、工法、断面用地の寄附等について内諾を得ながら進めておりましたが、事業採択後の正式な交渉時に寄附の同意を得られないような土地が確認されました。当初の緑色の破線から赤色破線へと範囲を縮小するよう工法を見直しております。当初は現場打法枠工と現場吹付法枠工を組み合わせるものとしていましたが、用地取得が困難な箇所対策として、施工区間全体で用地の寄附を受けた範囲内で対策が可能な現場吹付法枠工に、また、対策は必要ですが、寄附が受けられなかったNo.10 付近ではコンクリート製のもたれ式擁壁工へと工法を変更することとして、国と協議の上、平成 30 年度に承認を得ております。工法変更に併せて近年の資材の高騰を考慮し、約 1.7 億円の事業費増となっております。

次のページをお願いします。事業期間の見直しについて説明いたします。

No.70 から終点のNo.120 までは完了しております。残ったのはNo.0 からNo.70 までの 70m になります。

工事を行うに当たって、法面に巨木が混在し、これらの伐採に対して大型の重機が必要となります。写真②の土地を重機進入路として計画しておりましたが、所有者から了解が得られず、今、難航している状況でございます。事業を望む地区の代表者と協力して粘り強く理解を求めているところでございます。

さらに、工法変更に伴う作業量の増加や、No.0 地点及びNo.70 地点に作業ヤードを分割して施工すること。また、現場が狭く作業の効率性が低下し、工事期間が増えることによって工期を 10 年まで延伸したいと考えております。

7 ページをお願いします。事業の投資効果について説明いたします。

費用対効果については、2.92 から 2.81 に変化します。記載のとおり、プラス要因として、令和 3 年 1 月の費用便益分析マニュアルの改定に伴いまして、精神的被害等に関する項目の追加がなされたことが要因となります。マイナス要因として、工法変更に伴う事業費の増額及び工期の延長が要因であり、B/C は 2.81 となっております。

8 ページをお願いいたします。最後に対応方針について説明しますが、記載のとおりでございますが、事業継続の必要性がある。用地は取得済みでございます。地元からは早期完成が望まれております。費用対効果が十分見込まれているということから、事業費の増額及び工期の延長はありますが、費用対効果も十分に見込まれますので、対応方針としては事業継続でお願いしたいと考えております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○友広委員長 ありがとうございます。それでは、砂防-8 について委員の皆様のご意見、ご質問をお受けしたいと思えます。

○狩野委員 用地買収というか、用地の協力が得られないために工法の変更をしたということでしたが、工法変更に伴った効果の減少とか、そういうのは今回の工法の違い等含めたところで、効果が下がるということはそれほどないと思うんですけども、そのあたりの説明をお願いします。

○五島振興局（溝口） 工法が変わっても、崩落を抑えたりという目的は全く変わりませんので、効果が落ちるということはありません。

○梅本委員 参考のために教えていただきたいんですけども、例えば五島地区とかで事業の資材というのは島内で確保できるものなんでしょうか、それとも海路で運んでくるような感じなんでしょうか。

○五島振興局（溝口） コンクリートあたりは島内でも製造元が 2 か所ほどございます。鉄筋あたりは島外から運んでくるということになっております。

○梅本委員 鉄筋とかは海路で運ぶということで、その分、離島の工事は割高になったりするんでしょうか。

○五島振興局（溝口） 離島の工事は本土よりも割高だと思っていただいてよろしいと思います。基本単価表で各地区ごとの単価というのが出されてまして、本土よりも少し高めになっております。

○梅本委員 分かりました。ありがとうございます。

○友広委員長 ほかにございませんか。——それでは、お諮りいたしたいと思います。  
砂防-8については、原案どおり、継続ということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 ご異議がないようでございますので、原案のとおり認めることといたします。

以上で一括審議の 33 件と個別審議の 11 件の審査が終わったわけでございますが、どの事業も事業を担当される課においてはご苦労が多いと思いますが、今、特に審議をいたしました河川とか砂防とか、そういう事業については非常にご苦労の多い事業じゃないかと思えます。事業的には私がどうだこうだというわけにはいきませんが、非常に地味な事業であって、特に用地の買収ということについてはご苦労が多いと思いますが、やはり県民の生命・財産を守るという大きな目的があるわけでございますので、ご苦労は多いと思いますが、今日お示しいただいて継続ということで認めていただきましたので、予定の年度内での完成に向けて担当事業課におかれてはご尽力いただければありがたいと思っていますところでございます。

一括審議と個別審議は一応ここで終わらせていただいて、暫時休憩したいと思います。どうもいろいろとありがとうございました。

— 午後 3時42分 休憩 —

— 午後 3時49分 休憩 —

○友広委員長 委員会を再開いたします。

### 2-3 事後評価対象事業の説明及び審議

○友広委員長 「2-3 事後評価対象事業の説明及び審議」に入りたいと思います。

#### 港湾1-大島港改修事業

○友広委員長 まず、事後評価対象の港湾-1についてご説明をお願いいたします。

○県北振興局（松岡） 「港湾-1 大島港改修事業」について説明いたします。

大島港ですが、平戸北部の離島、的山大島にあります県管理港湾で、的山地区と神ノ浦地区の2か所から成っており、神ノ浦地区につきましては、的山大島の東部に位置しております。

今回、全体事業費が10億円を超え、事業完了から5年を経過したことから事業の事後評価を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。審議経過についてご説明いたします。

当事業は、平成13年度に事業に着手し、2回の再評価を行い、30年度に事業が完了いたしました。最終的な事業費は18.8億円、費用対効果は1.04でございます。

3ページをお願いいたします。目的・事業概要について説明いたします。

当地区は、港内の静穏度が確保されておらず、荒天時には湾奥部に船舶が多層係留することなどがありましたので、防波堤及び物揚場を整備することで安全・安心な漁業活動が行える、また、漁業者の生産コストの縮減を図るものとしております。

また、施設間の道路が狭く、一旦停止や徐行運転をするなど非常に危険な状態がございましたので、整備による移動ロスを解消する道路の改良を行っております。

4 ページをお願いいたします。防波堤、物揚場の整備による事業効果の発現についてでございますが、荒天時のたび、湾奥部の静穏な水域に船舶が逃げて多層係留をしたり、船をつなぐロープを増したりということが必要でございましたが、防波堤や物揚場の整備後には、それらの作業が軽減された。また、家屋への越波、飛沫被害の解消が図られております。

5 ページをお願いいたします。道路整備による事業効果の発現についてでございます。左側の写真でございますが、道路の幅員が狭く見通しも悪いことから徐行運転などをしており、海への転落事故の可能性もございました。今回、道路を拡幅することによって、これらの危険性が解除されました。

6 ページをお願いいたします。費用対効果の算定と基礎になった要因の変化についてでございます。完成は前回から変わらず、平成 30 年度でございます。総事業費は 19.2 億円から 18.8 億円に変更となっております。

費用対効果は、前回の 1.11 から 1.04 となりました。費用対効果の減少の原因につきましては、神ノ浦地区に入っておりましたフェリーの入港が臨時便となったことで、フェリーの乗客の移動ロス解消の便益を控除したことが要因となっております。

7 ページをお願いいたします。社会経済状況の変化についてでございますが、平戸と大島を結ぶのは、定期船で「フェリーおおしま」というのが動いておりました。もともと大島港の的山区と神ノ浦地区、2 か所へ入港しておりましたが、平成 28 年度より神ノ浦港が抜港となりました。その後は盆・正月の期間のみ臨時入港するよう改編がございました。

8 ページをお願いいたします。対応方針についてご説明いたします。今後の事業評価の必要性及び改善措置の必要について、フェリーの抜港など社会情勢の変化がございましたが、費用対効果については 1 を超えており、漁船の安全な係留や車両離合時の安全性の向上が図られるなど、事業の効果が見られており、今後、事後評価の必要性や改善措置の必要性はないと判断しております。

同種事業の計画や調査の在り方については、見直しは必要ないと思っておりますが、今後の同種工事においては、同様に関係機関との連携を密にし、適切な事業管理に努め、事業効果が早期に発現されるよう完成に努めてまいります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○友広委員長** ありがとうございます。事後評価対象の港湾-1 についてご説明をいただきました。

皆様方からのご意見、ご質問をお受けしたいと思っておりますが、今、事業者から特に事業効果について詳しくご説明をいただいたところでございまして、対応方針としては、今後の

事後評価の必要性、改善措置の必要はないという判断ですけれども、この事業効果を早急に発現するためには関係機関と連携して今後取り組んでいきたいというお話があったところでございます。

○大嶺副委員長 このことだけじゃないんですけど、ちょっと仕組みを教えてほしいんですけど、今回、再評価で全体事業費が10億円以上で5年経過ということで行われていると思うんですけど、その場合、例えば今回B/Cが1以上である程度妥当だということを出ていると思います。こういう場で、もし1以下でもうちょっと議論が必要ということであれば、5年後にまた再評価するという仕組みなのか。最後に書いている意味がですね、今後の事業評価は必要ないと判断しているという意味が、どういう意味なのか、ちょっと教えてください。

○友広委員長 事務局からお願いします。

○事務局（入江） 事務局からご説明します。

大島港の件と次の案件につきましては、事後評価になりまして、事業完了後5年経過と書いておりますけれども、仕組みとしまして、事業が完了したのが平成30年になります。5年以内に事後評価を行うことというルールがございますので、今回、事業が完了してから5年が経過して、その事業の効果等を分析した上で、今回、事後評価を行うということで諮問させていただいているものです。

○事務局（山川） ルールをしっかりと見せていただいて、後日回答ということによろしいでしょうか。今、中途半端なことをお答えできないかなと思いますので。

○大嶺副委員長 結構です。今回の審議はいいと思いますけど、参考にとらって。

○事務局（山川） 分かりました。ありがとうございます。

○友広委員長 大嶺副委員長のご質問については、追って詳しくご報告をお願いしたいと思います。

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 それでは、港湾-1については、今後の対応方針といたしましては、事後評価の必要性、改善の必要性はないということで判断させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

## 港湾-2 佐世保港改修事業 三浦地区 国際物流ターミナル整備事業

○友広委員長 続きまして、港湾-2についての事後評価の説明をお願いいたします。

○佐世保市（小川） それでは、「港湾-2 佐世保港改修事業 三浦地区 国際物流ターミナル整備事業」についてご説明をさせていただきます。

事業主体は佐世保市でございます。全体事業費が10億円以上、事業完了後5年経過ということで事後評価のご審議をいただくものでございます。場所につきましては、JR佐世保駅みなと口に位置しておりまして、離島航路や近海航路が発着する本市の海の玄関口となっているところでございます。

2ページをご覧ください。審議経過についてでございます。

本事業は、平成 21 年度に事業に着手しておりまして、平成 26 年に事業着手後 5 年経過による再評価を実施いたしまして、平成 27 年には事業費増による再評価を行っております。その後、平成 30 年度で事業を完了し、事業完了後 5 年が経過しましたことから、今回、事後評価のご審議をお願いするところでございます。

3 ページをお願いいたします。事業目的についてでございます。

1 つ目にコンテナ貨物の取扱いが可能になることによる物流コストの削減や国際競争力の強化、2 つ目には耐震強化岸壁を整備することによる大規模地震発生時の緊急物資輸送機能の確保を事業目的として、岸壁の整備並びに泊地の浚渫を実施いたしております。

今回の評価手法について触れさせていただきます。1 つ目の目的でございます物流コストの削減に関しまして、現状として海外港との航路開設に向けた進展が見られず、航路開設には至っていないことから、海外港との航路開設による物流コスト削減については、現時点で便益を計上することができない状況でございますが、一方で、平成 26 年以降、アジアにおけるクルーズ市場の拡大を背景といたしまして、日本への外航クルーズ船の寄港回数が増加し、佐世保港におきましても外航クルーズ船の寄港が実現しております。

また、一時、新型コロナウイルスの影響によりまして寄港が中断しておりましたが、国の観光立国推進基本計画におきましても、令和 7 年にはコロナ前のピークの水準まで回復させることが掲げられていることなどを踏まえまして、外国クルーズ船の寄港による国際観光純収入便益を計上しているところでございます。

4 ページをお願いいたします。事業効果の発現状況についてでございます。

まず、外航クルーズの寄港による国際観光純収入増加についてでございます。佐世保港におきましては、本事業の実施によりまして、平成 26 年から外航クルーズの寄港が始まっておりまして、平成 30 年には最多の 105 隻の寄港が実現いたしております。新型コロナウイルスの影響により、一時、外航クルーズの寄港が中断しておりましたが、本年 3 月には佐世保港におきましても外航クルーズの寄港が再開いたしております。さらに、先ほど申しました観光立国推進基本計画に掲げられている目標などを勘案いたしまして、便益につきましては、本年から令和 9 年までの 5 年をかけて平成 30 年の寄港水準まで回復するものと設定し、算出を行っております。

5 ページをお願いいたします。次に、耐震強化岸壁の整備による事業効果の発現状況についてでございます。

事業効果といたしましては、大規模地震発生時における緊急物資の輸送コスト削減並びに施設被害の回避による復旧費用の削減でございます。緊急物資の輸送コスト削減につきましては、大規模地震発生後の 1 か月間におきまして、整備しない場合にヘリコプターや代替港からのトラックでの輸送により発生するコストを算出いたしまして、それを削減、便益として計上いたしております。施設被害の回避による復旧費用の削減につきましては、大規模地震発生により必要となります施設復旧費を削減便益として計上いたしております。

6 ページをお願いいたします。費用対効果の算定の基礎となった要因の変化についてでございます。



前回、再評価時の B/C につきましては 1.31 でございましたが、今回の評価では 7.88 となっております。主な要因といたしましては、対象便益が海外港との航路開設による物流コスト削減から外航クルーズの寄港による国際観光純収入へ変更したことによるものでございます。

7 ページをお願いいたします。対応方針といたしまして、改善措置の必要はなく、今後の事後評価の必要性につきましても、平成 30 年には 105 隻の寄港を達成するなど、一定の需要を確認していること。また、新型コロナウイルスの影響により寄港が一時中断しておりましたが、国における令和 7 年にはコロナ前の水準まで回復することを目標とされており、本港におきましても、本年 3 月 16 日に受入れを再開していることなどから、今後の事後評価は必要ないものと判断しているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○友広委員長 ありがとうございます。それでは、港湾-2 について、皆様からのご意見、ご質問をお受けしたいと思っております。

○狩野委員 確認させてください。3 番の事業の効果の発現状況のところで、便益の算出で「各年の一時上陸者数×観光消費原単位（20,000 円/人）」が 734.6 億円となっているということは、各年の一時上陸者数が 367 万 3,000 人となると思うんですけど、この計算の根拠を教えてください。

○佐世保市（B） 今、質問されました 367 万人の数字はどの部分のことでしょうか。

○狩野委員 便益の 734.6 億割る 2 万円です。

○佐世保市（B） この計算の根拠といたしましては、まず、クルーズの寄港を令和 5 年から 5 年間かけて平成 30 年の水準まで回復するように予測しておりまして、5 年後の令和 9 年以降は、この令和 9 年の水準で一定の寄港がなされるものと設定しております。そこから供用後の 50 年まで 71 隻が続くような形で上陸した数を出しまして、結果、その人数に 2 万円を掛けて 734.6 億円という形になっております。

○狩野委員 ちょっとすみません。今、理解できてないんですけど。そういう計算の方法というか、何年間分ですか、上陸者数、各年の一時上陸者数としか書いてないので、何年から何年までの合計を言っていただければ分かると思うんですけど。

○佐世保市（小川） マニュアルに基づきまして供用後 50 年というふうな計算となっておりますので、平成 26 年から令和 45 年までの計算となっております。

以上でございます。

○狩野委員 計算したわけじゃないんですけど、そういう計算式だと思うんですけども、そうであっても事後評価の中で平成 30 年の水準まで回復すると予想の部分で出している事後評価の数字だと思うんですけどね。確かに、今後、増える可能性というのはあると思うんですけども、計算の根拠としては、少し甘いと言ったらあれなんですけど、逆に令和 5 年の今実現している、今年はこれだけのものが予想される、それを 50 年間するならまだ分かるんですけども、逆にですね。ここを 5 年間かけてここまで回復するだろう、それが 50 年続くだろうというところで評価というか、効果を出すというところは、少し数字とすれば、余りにも B/C が上がっているというのが一つ気になります。あまり上がり過

ぎるというか、この根拠というのが誰が見ても納得する B/C かと言われると、少しそこは予測の段階というか、今後こうなるだろうというところが入り過ぎているんじゃないかなというふうに感じます。

○友広委員長 そういご意見がございませので、今後ご検討いただければと思ひます。

○佐世保市（小川） 今ご指摘いただきましたように、令和5年度の分を一定としてという考え方、そういつたこともあろうかと存じますけれども、算定の考え方としてマニュアルに基づきますと5年間というのがございませので、私ども、過去の実績から考えませすと、最多で105隻という実績はあるんですが、そこを算定の中で105隻までではなく71隻までといつたこと、上陸者数につきませても実績から算定をさせていだいたといふことです。私どもといたしましても、クルーズの寄港につきませとは、そういつた目標も掲げているといふところで、このような算定をさせていだいていふところとございませ。

○狩野委員 分かりませ。ありがとうございませ。

○梅本委員 今年度の14といふのは、既に達成が確実な数字なんではございませ、それともこれは見込みであつて、もし見込みであれば現状何隻ぐらい来ているではございませ。

○佐世保市（小川） クルーズ船の状況といつたところかとと思ひませが、令和5年につきませとは、今、実績といたしましても、本日も寄港があつておひませ、本日の分まで含めませと実績としては4隻、寄港が実現しておひませ。予約の状況といたしましても、さらに18隻の予約が、これは今後キャンセルの可能性もございませけれども、予約といたしましても18隻とございませので、合計いたしましても22隻の予定といふことになろうかと思ひおひませ。

以上とございませ。

○梅本委員 ありがとうございませ。

○友広委員長 ほかにございませんか。——特にないようとございませが、港湾-2につきませとは、ご説明いだいて、ご意見、ご質問をいだいたところとございませが、今後の方針といたしましても、改善措置、今後の事業評価は必要ないといふご提案とございませ。

この対応方針どおりでよろしゅうございませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 それでは、港湾-2については、改善措置、今後の事後評価は必要ないといふことで整理をさせていだきたいと思ひませ。どうもありがとうございませ。

#### 2-4 事後評価の詳細審議事業の確認

○友広委員長 ここで委員の皆様方と現地調査あるいは詳細審議のことについて協議をいたしたいと思ひませので、事業者の皆様方、恐れ入りますが、退席をしていただかせんではございませ。現地調査、詳細審議の案件が決まりましたら、また入場していただきますので、廊下等でお待ちいただければと思ひませ。

〔事業者退室〕

〔事業者入室〕

○友広委員長 大変お待たせいたしました。今、委員さんと協議をいたしまして、現場調査、そして詳細審議をする案件を決定いたしました。現場を見て詳細審議をするということは、「都市－2 街路事業竹松駅前原口線」、それから「河川－9 日宇川総合流域防災事業」については、現地を見て詳細審議をするということ。併せて現場をぜひ見せていただきたいということで「道維－2 虹が丘町西町1号線道路改築事業」、これについては長崎市で事業をしていただいているところがございますが、これは審議ということじゃなくて現場を見せていただくということでございますので、事務局と長崎市さんで、どういう方法を取るかということについては協議をしていただければと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

一応これで審議事項は終わるわけでございますが、委員の皆様から今日の審議あるいは今後のこの委員会の在り方等について、ご意見、ご要望等があればお受けしたいと思っております。

○村上委員 初めて意見を言わせていただきますが、一般県民目線ですのでご了承ください。

県内の工事現場では、建設土木関係の、暗い仕事のイメージから週休二日制の実施を告知する看板とか垂れ幕とか、それとか動物のカラーガードや造花の設置など、労働環境の改善が実施されて非常に見やすいなと思っております。

それと、公共事業においては、費用対効果の数字が基本とされていますが、都市部においては、当然、費用対効果が高く、地方はあまり数字が見込めない状況です。しかし、防災等の観点から県民の安全・安心、命を守る公共事業なので、費用対効果では計測できない事例でも住民の要望に応じていただくような公共事業を推進していただきたいと思っております。

以上です。

○友広委員長 貴重なご意見ありがとうございました。

ほかにごございませんか。

○狩野委員 今日初めてこの公共事業評価監視委員会に参加させていただいたんですけども、たくさんの事業があって、私自身も実際に行ったことがあるところはイメージできてよく分かるんですけども、訪れたことがない場所については、なかなかイメージがわからないというか、どういうところか分からないというのが正直なところでした。

そういう中で、もし可能であれば、最近ではドローン等を使って現場を写した映像とかがあると思うんですけども、ご説明の時に短時間で、わざわざ撮る必要は全然ないんですけども、もしそういう映像資料みたいなものがあれば、そういうものを説明の時に20秒でも30秒でも見せていただければ、少しイメージもわかりやすいのかなというのがありましたので、もし可能であればそのような対応も今後していただければと思います。

○友広委員長 ありがとうございます。

ほかにごございませんか。――特にないようですので、今、村上委員が申されましたように、B/Cということが原則としてあるわけでございますけれども、B/Cでは計測できない

効果ということについても、事業者が説明される時にはそこら辺にも考慮したご説明を、  
どういう効果があるということについては今後ご説明いただければありがたいと思いま  
す。

狩野委員が申されましたように、理解するためには位置とか状況というのが目で確認でき  
るような手法が取れば、そういうことについてもご検討いただければ議論が深まってい  
くのかなと、このように思いますので、事務局のほうでご検討をよろしくお願い申し上げ  
たいと思います。

ほかにございませんでしょうか。——今日は、長時間にわたって熱心にご審議いただき、  
また、事業者にかかれては的確なご説明、ご回答いただいたことに心から感謝を申し上げて、  
本日のこの議事は結ばせていただいて、後は事務局のほうにお渡ししたいと思えます。

**○事務局（中村）** 友広委員長、どうもありがとうございました。

本日、ご意見がありました事項につきましては、関係事業課において適切に対応させて  
いただきたいと思います。

事務局からご連絡事項がございます。

今後の予定についてでございますけれども、現地調査や詳細な審議が必要な箇所につき  
ましては3件ございましたので、8月23日に第2回を開催させていただきたいと思っ  
ております。これらの審議の全てが終了した段階で、知事に対して審議結果を答申してい  
ただきたいと考えております。

事務局からの連絡は以上でございます。

### 3. 閉 会

**○事務局（中村）** それでは、本日の議事内容につきましては、議事録並びに議事要旨を  
作成し、委員の皆様にご確認いただいた上で公表したいと考えておりますので、ご了承の  
ほどよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和5年度第1回長崎県公共事業評価監視委員会を閉会いたします。  
本日は、どうもありがとうございました。

— 午後 4時36分 閉会 —